

2016 九州共立大学研究紀要

第6巻 第2号

研究論文

宮田 睦美, 八板 昭仁, 青柳 領, 北田 豊治

バレーボールの攻撃行動における攻撃結果に影響する要因

—九州大学バレーボールリーグ女子選手を対象として— (1)

楊 川, 畑中 大路, 日高 和美, 金子 研太

教職課程科目における特別活動の指導方法の検討 (11)

日高 和美, 金子 研太, 楊 川, 畑中 大路

教育方法論におけるICT機器を活用した授業方法の実践

—アクティブ・ラーニングの視点から (21)

資料紹介

岡田 有功

小真木鉱山会社の定款について (31)

[研究論文：査読付]

バレーボールの攻撃行動における攻撃結果に影響する要因
－九州大学バレーボールリーグ女子選手を対象として－

宮田 睦美¹⁾，八板 昭仁¹⁾，青柳 領²⁾，北田 豊治³⁾

The influential factors of offensive actions on the attacking result
during volleyball matches among Kyushu Intercollegiate female
Volleyball players

Mutsumi MIYATA¹⁾，Akihito YAITA¹⁾，Osamu AOYAGI²⁾，
Toyoharu KITADA³⁾

Abstract

The purpose of this present study was to investigate the relationships between rationales for the result of attacks and success of attacks during attacks involve a receive, a toss and a attacks.

We covered six games of top four teams in Division I of The Kyushu Intercollegiate Women's Volleyball League Matches. As an analysis method, this study used the results of attacks as objective variables and ten items, 1) receive position, 2) receive quality, 3) toss position, 4) toss quality, 5) toss type, 6) combination, 7) attack position, 8) attack type, 9) judgment of opponent's block, and 10) attack strength, as explanatory variables to calculate multiple correlation coefficients, partial correlation coefficients, and a category weight for each item using Mathematical Quantification Theory Type I.

Main factors for the success of attacks were 9) the judgment of opponent's blocks and 4) toss quality. As for 9) the judgment of opponent's block, block pattern-6 (one player cannot perform block) and block pattern-4 (two players jump for a block an incomplete condition) had large positive influences on success of attacks. The toss quality had a significant impact on success in the order of toss-A (assisting a strong attack to all courses on the court or possibly assisting for feinting) , toss-B (assisting a strong attack to the limited courses on the court or possible assisting for feinting) , and toss-C (an assisted toss that is only able to return the ball to the other court) , which showed that the accuracy of the toss had a significant impact on the result of the attack.

KEY WORDS : Quantification Theory Type One, Three-step offense

1) 九州共立大学スポーツ学部
2) 福岡大学スポーツ健康科学部
3) 愛知学院大学 教養部

1) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Sports Science
2) Fukuoka University, Faculty of Sports and Health Science
3) Aichi Gakuin University, Division of Liberal Arts and Sciences

1. 緒言

バレーボール競技におけるゲーム構造では、1回目「守ること」、2回目「攻めにつなげること」、3回目「攻めること」の機能が存在する(朽堀, 1987; 吉田, 1988)。3回の機能には、レシーブ(レセプション、ディグを含む、以下、レシーブと略す)、トス、スパイクなどの技術があり、機能を達成するために用いられる。これらの技術を成立させた攻撃が三段攻撃であり、ゲームにおけるラリーの主流になっている(イボイロフ, 1984; セリンジャー, 1993)。三段攻撃における技術の分類(稲垣, 1989; シュテラー, 1993)において、レシーブは、一般的に相手の攻撃的な打球を処理することが多い防御的な意味合いの強い技術である。また、トスは、レシーブボールをアタッカーにつなぐパスの意味を持つ技術であり、スパイクは、トスされたボールを相手コートに攻撃する技術とされている。

三段攻撃において、最初のボールコンタクトとなるレシーブは、相手の攻撃の対処的行動になるので、場所や方法などを制御することができない受動的な技術である。米沢(1987)は、レセプションからの攻撃が、勝敗に最も影響を及ぼすと述べており、小島ら(2007)は、守備力強化が勝率を高める鍵であり、スパイクレシーブを安定させることで、カウンターアタック決定率を高めることができると報告している。このようにレシーブは、守備的技術であるが攻撃結果に影響を及ぼすことが報告されている。

トスは、味方からのレシーブを攻撃に結びつけられるように主にセッターの技術によってスパイクへパス(トス)される技術である。箕輪ら(2001)は、トスとトスワーク能力は、優れたセッターの条件と述べており、澤井(2010)は、セッターのトスは、試合展開を支配し、勝敗に大きく影響すると述べている。

スパイクは、トスの方向や高さから、ブロックや相手のレシーブポジションへ相手ブロックを避けて打つか、突き破るか、相手ディフェンスゾーンの隙間にフェイントボールを落とすか、プレーの状況の中で合理的に選択する技術である(イボイロフ, 1984)。米沢(2004)は、大学女子において、スパイク得点がブレイク率の中で最も影響を及ぼすパフォーマンスと述べており、吉田(1985)は、バレーボールの勝敗に影響を及ぼす技術において、スパイクが最も影響したことを報告している。

これらは、アタック、ブロック、トス、レシーブや

レセプション、サーブなどの各技術に関する分析的な研究などから、これらの技術が勝敗に影響する重要な要因であることが示されており、その多くはゲーム中に発揮された攻撃結果から数値を算出したものである。しかし、バレーボールは、3回のプレーを有効活用し、特殊な運動技能や技術を求められる競技であり、それぞれに異なる役割があることから複合的に分析することが重要と考えられる。

複合的な分析において、工藤ら(2001, 2002)は、各技術の関連において、チームの攻撃力の特徴と評価方法について報告しており、サーブレシーブからの攻撃とアタックレシーブからの攻撃が重要であると述べている。濱田ら(2007, 2009)は、三段攻撃の前半(レセプション→トス)と、後半(トス→攻撃)の連続する技術の修正能力の分析について報告している。

そして、攻撃結果に防御行動が影響する研究では、川田(1996)は、球技における攻撃と防御は対峙しているので、攻撃力を考察する場合に相対的な関係にある防御を無視することはできないと述べており、ブロックを加えた攻防の中で、試合を展開(得点)することが勝敗に影響すると報告している。西島(1985)は、勝敗に影響を及ぼすチームパフォーマンス要素でブロック得点が大きく影響していると報告している。薦宗(2009)は、攻撃の「駆け引き」で、ブロックの低い所やブロックの悪い選手を攻め、コースを抜き、ワンタッチやブロックアウトを狙い、セッターは、ブロックの低い選手やブロックの悪い選手の上にトスを上げると述べ、これらの「駆け引き」を理解し、実行し、レベルを上げることが勝率に繋がると述べている。これらは、ブロックの攻撃への影響を報告しているものである。さらに、ブロックを含めた分析においては、佐藤ら(2013)が、トス、アタック場面、相手ブロッカーの3要素によってアタック決定率やアタック効果率を算出しており、三浦ら(2014)は、ブロックを含めた攻撃結果の分析などが散見する程度であり、攻防を複合的に分析した研究はあまり見られない。

そこで本研究は、バレーボールの攻撃の成否が様々な技術の成果と相手の防御行動の成果であることから、三段攻撃において攻撃の成否に影響が大きいと考えられる相手ブロック技術を含め、複数の項目による複合的な影響を検討することを目的とする。そして、それらの要因の影響について検討することは、攻撃を評価する上で指導方法上意義があると考えられる。

II. 方法

1. 調査対象

調査対象は、全日本大学選手権大会においてベスト8以上に進出している女子大学生の全国的にトップレベルのチームである。平成25年4月27日より5月19日にかけて行われた九州大学春季バレーボール女子1部リーグ上位4チームの6試合を対象とした。

2. 調査方法

バレーボールコートエンドライン上後方観覧席にVTRカメラ(DCR-SR300,SONY)を設置し、コート全体(18メートル×9メートル)とネット上のボールが画面に入るように各試合を試合開始から終了まで収録した。収録した映像をカラーディスプレイに映し出し、下記の項目を記録用紙に記入した。

3. 調査項目

試合中に出現したすべての三段攻撃の攻撃結果に関わると考えられる1) レシーブ場所、2) レシーブ質、3) トス場所、4) トス質、5) トス種類、6) 攻撃場所、7) 攻撃種類、8) 攻撃強度、9) 攻撃人数、10) ブロ

ック人数の10項目について調査した。ダイレクトアタック、ツー攻撃は、三段攻撃における攻撃の成否と諸要因との関連を調査することを目的としているので、調査対象から除くこととした。各調査項目においては、秋山ら(2008)、秋山・都沢(2008)、浅井ら(1987)、出村・中(1990)、福原ら(1974)、三浦(2014)、坂中ら(2014)、澤井(2009)、田原(2003)、米沢(1986)を参考にして、表1に示す各カテゴリーに分類し、ブロックパターンについては、表2に示した。レシーブ、トス、スパイク等のコンタクトしたポジションは図1、表3に示し、コートに3m×3mに9分割したものとコート外を加えた10ヶ所とした。

4. 分析方法

記録したデータは、すべての三段攻撃における各項目を集計し、攻撃の成否(得点の有無)を目的変数、レシーブの評価、トスの評価や種類、スパイクの種類やポジション等の攻撃の成否に関わる諸要因と考えられる10項目を説明変数として、数量化理論I類を用いて分析し、重相関係数、各アイテムのカテゴリーウェイト、レンジ、偏相関係数を算出した。統計処理については、アドインソフトエクセル統計2012を用いた。

表1 レシーブの質、トスの質、スパイクの種類、ブロックの状態

アイテム	カテゴリー	内容
レシーブ質	A レシーブ	セッターが全てのコンビネーション攻撃を行えるところに返球したレシーブ
	B レシーブ	セッターがコンビネーション攻撃を行えるがポジション移動しなければならないところに返球したレシーブ
	C レシーブ	セッターがコンビネーション攻撃を行えないところに返球したレシーブ
トス質	A トス	全てのコースへの強打またはフェイントが可能なトス
	B トス	コースは限られるが強打またはフェイントが可能なトス
	C トス	強打不可能なトス、または返球することしかできないトス
攻撃方法	クイック攻撃	ファーストテンポの攻撃、セッターから出されたボールからスパイクするまでの時間が短いスパイク
	平行攻撃	セカンドテンポの攻撃、両サイドへの速く、直線的なトスでの攻撃
	バックアタック攻撃	バックゾーンからの攻撃
	オープン攻撃	サードテンポの攻撃、両サイドのアンテナ付近に上がる高いトスでの攻撃
	移動攻撃	ファーストテンポの攻撃、水平方向に流れるジャンプによる攻撃
攻撃強度	セミ・時間差攻撃	セカンドテンポの攻撃、クイックをおとりにクイック付近で行われるセカンドテンポの攻撃
	強打	強打による攻撃
	軟打	強打より弱く、フェイントより強い攻撃
	フェイント	相手ディフェンスを欺くために強打を打つ振りをして弱く打つ攻撃
ブロック状態	○(ブロック1)	両手がネット上に出ておりジャンプタイミングやポジション等がブロックするために完全な状態のブロッカー
	△(ブロック2)	片手のみがネット上に出ている、またはブロックジャンプが遅れているなどの完全ではないがブロック可能な状態のブロッカー
	×(ブロック3)	両手がネット上に出ていない、またはブロックジャンプが遅れるなどによってブロックすることができない状態のブロッカー

表2 ブロックパターン

ブロックパターン	ブロックの状態
1 ○-1&○-1&○-1	完全な状態のブロック3人
2 ○-1&○-1	完全な状態のブロック2人
3 ○-1	完全な状態のブロック1人
4 △-1&△-1	完全ではないがブロック可能な状態のブロック2人
5 △-1	完全ではないがブロック可能な状態のブロック1人
6 ×-1	ブロックすることができない状態のブロック1人
7 ○-1&×-1	完全な状態のブロック1人とブロックすることができない状態のブロック1人
8 ○-1&△-1	完全な状態のブロック1人と完全ではないがブロック可能な状態のブロック1人
9 ノーマーク	ブロックに跳んでいない状態

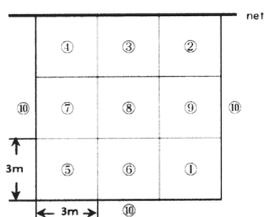


図1 コート9分割

表3 コンタクト位置

場所	コート9分割時のコンタクト位置
①	後衛-右端
②	前衛-右端
③	前衛-中央
④	前衛-左端
⑤	後衛-左端
⑥	後衛-中央
⑦	中衛-左端
⑧	中衛-中央
⑨	中衛-右端
⑩	コート外

III. 結果

1. 攻撃結果と諸要因の関連について

全ラリーにおける3段攻撃数は1,498本であった。数量化理論I類によって算出された重相関係数は0.292であり、攻撃の成否と攻撃行動に関わるレシーブ・トス・スパイク等に関わる10項目の間に一定水準の関連があることが示された。

図2は、各アイテムの偏相関係数を示したものである。ブロックパターンが0.179で最も関連が高く、次いでトス質が0.148であった。他のアイテムについては、順にレシーブ場所が0.084、トス場所が0.083で差が見られず、攻撃場所0.070、攻撃種類が0.069、トス種類が0.057、攻撃強度が0.027、攻撃人数0.023の順であり、レシーブ質が0.010で最も関連が低かった。

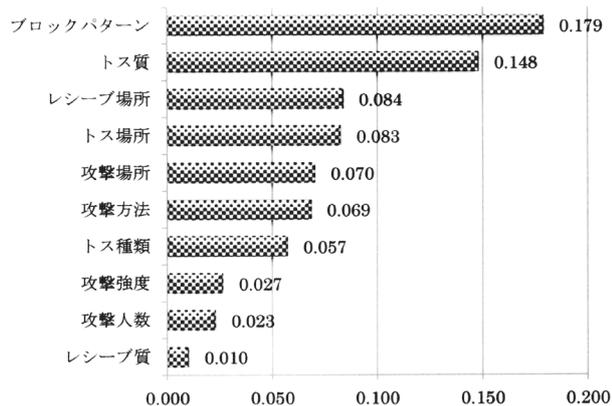


図2 攻撃の成否に影響の考えられる10項目の偏相関係数

2. 偏相関係数における諸要因のカテゴリーウェイトについて

図3は、各アイテムにおけるカテゴリーウェイトを示したものである。偏相関係数の最も関連が高かったのはブロックパターンであり、カテゴリーウェイトの「ブロックパターン6 (X-1): 1人ブロックの両掌

がネット上に出ていない、またはブロックジャンプが遅れるなどによってブロックすることができない状態」が0.291で最も大きく、「ブロックパターン4 (Δ -1& Δ -1): 2人ブロックの片掌のみがネット上に出ている、またはブロックジャンプが遅れているなどの完全ではないがブロック可能な状態」が0.268であった。次に「ブロックパターン1 (O-1&O-1&O-1): 3人ブロックの両掌がネット上に出ておりジャンプタイミングやポジション等がブロックするために完全な状態」が0.223, 「ブロックパターン7 (O-1&X-1): 1人ブロックの両掌がネット上に出ておりジャンプタイミングやポジション等がブロックするために完全な状態と1人ブロックの両掌がネット上に出ていない、またはブロックジャンプが遅れるなどによってブロックすることができない状態」が0.220, 「ブロックパターン8 (O-1& Δ -1): 1人ブロックの両掌がネット上に出ておりジャンプタイミングやポジション等がブロックするために完全な状態と1人ブロックの片掌のみがネット上に出ている、またはブロックジャンプが遅れているなどの完全ではないがブロック可能な状態」が0.151, 「ブロックパターン3 (O-1): 1人ブロックの両掌がネット上に出ておりジャンプタイミングやポジション等がブロックするために完全な状態」が0.147と正の数値であり、ブロックが完成されていない状況の関連が高かった。「ブロックパターン5 (Δ -1): 1人ブロックの片掌のみがネット上に出ている、またはブロックジャンプが遅れているなどの完全ではないがブロック可能な状態」が-0.008, 「ブロックパターン2 (O-1&O-1): 2人ブロックの両掌がネット上に出ておりジャンプタイミングやポジション等がブロックするために完全な状態」が-0.067, 「ブロックパターン9 (ノーマーク): ブロックが跳んでいない状態」が-0.126と低い関連であった。

次に偏相関係数が高かった「トス質」では「Aトス: 全てのコースへの強打またはフェイントが可能なトス」が0.058で最も大きく、「Bトス: コースは限られるが強打またはフェイントが可能なトス」が-0.060, 「Cトス: 強打不可能なトス、または返球することしかできないトス」が-0.260の順であり、トス質の精度が高くなるに従って攻撃成功に影響を及ぼす結果を示した。「レシーブ場所」では、「レシーブ場所2: 前衛-右端」が0.056で最も高く、順に「レシーブ場所3: 前衛-中央」が0.044, 「レシーブ場所8: 中衛-中央」が0.038であり、セッターへの距離が短い位置とコート中央からのレシーブに高い関連があった。次いで「レシーブ場所

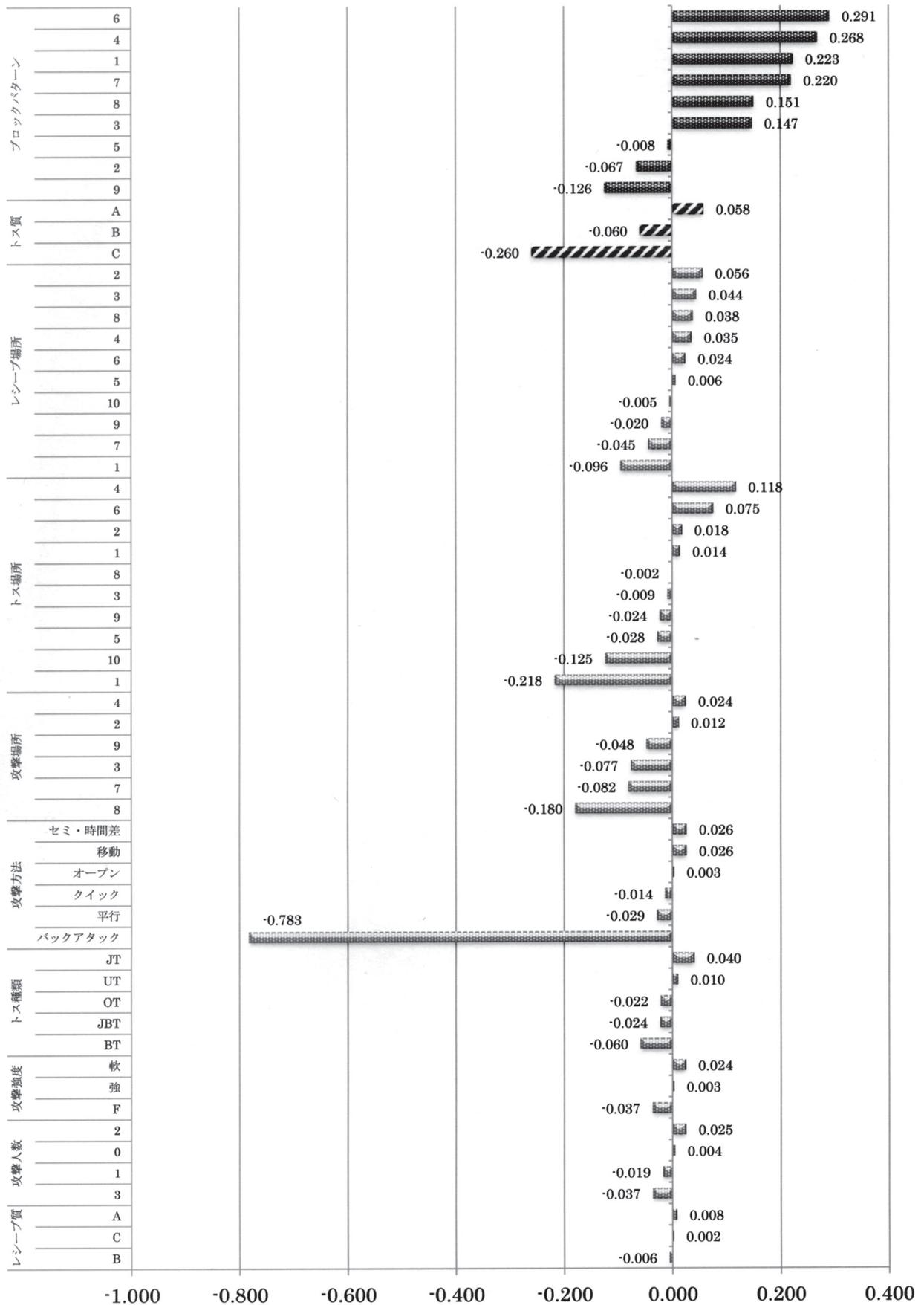


図3 攻撃結果に影響する要因と考えられる10項目のカテゴリーウェイト

4:前衛-左端」が0.035,「レシーブ場所6:後衛-左端」が0.024,「レシーブ場所5:後衛-右端」が0.006,「レシーブ場所10:コート外」が-0.005であり,「レシーブ場所9:中衛-右端」が-0.020,「レシーブ場所7:中衛-左端」が-0.045,「レシーブ場所1:後衛-左端」が-0.096の順であった。

「トス場所」では,「トス場所4:前衛-左端」が0.118で最も高く,順に「トス場所6:後衛-中央」が0.075,「トス場所2:前衛-右端」が0.018,「トス場所7:中衛-左端」が0.014であり,比較的高い関連があった。「トス場所8:中衛-中央」が-0.002,「トス場所3:前衛-中央」が-0.009,「トス場所9:中衛-左端」が-0.024,「トス場所5:後衛-左端」が-0.028,「トス場所10:コート外」が-0.125,「トス場所1:後衛-右端」が-0.218の順であった。

「攻撃場所」では,「攻撃場所4:前衛-左端」が0.024で最も高く,「攻撃場所2:前衛-右端」が0.012,「攻撃場所9:中衛-右端」が-0.0480,「攻撃場所3:前衛-中央」が-0.077,「攻撃場所7:中衛-左端」が-0.082,「攻撃場所8:中衛-中央」が-0.180の順であった。

「攻撃方法」については「セミ・時間差攻撃:セカンドテンポの攻撃,クイックをおとりにクイック付近で行われるセカンドテンポの攻撃」が0.026で最も高く,「ブロード攻撃:ファーストテンポの攻撃,水平方向に流れるジャンプによる攻撃」が0.026であり,比較的高い関連がみられた。次に「オープン攻撃:サードテンポの攻撃,両サイドのアンテナ付近に上がる高いトスでの攻撃」が0.003,「クイック攻撃:ファーストテンポの攻撃,セッターから出されたボールからスパイクするまでの時間が短い攻撃」が-0.014,「平行攻撃:セカンドテンポの攻撃,両サイドへの速く,直線的なトスでの攻撃」が-0.029,「バックアタック:バックゾーンからの攻撃」が-0.783の順であった。

「トス種類」については,「ジャンプトス(JT):ジャンプした状態でのトス」が0.040で最も大きく,順に「アンダートス(UT):アンダーハンドパスによるトス」が0.010,「オーバーハンドトス(OT):オーバーハンドパスによるトス」が-0.022,「ジャンプバックス(JBT):ジャンプしてのバックス」が-0.024,「バックス(BT):オーバーハンドパスでのバックス」が-0.060の順であった。

「攻撃強度」では,「軟打攻撃:強打より弱く,フェイントより強い攻撃」が0.024であり,「強打攻撃:強打による攻撃」が0.003であり,「フェイント攻撃:相手ディフェンスを欺くために強打を打つ振りをして弱

く打つ攻撃」が-0.037の順であった。軟打攻撃が最も高い関連があり,フェイントは低い関連であった。

「攻撃人数」については2人が0.025と最も高く,0人が0.004,1人が-0.019,3人が-0.037であり,攻撃者2人での攻撃が攻撃成否に影響があることが示され偏相関係数で最も低い関連であった。

「レシーブ質」については,「Aレシーブ:セッターが全てのコンビネーション攻撃を行えるところに返球したレシーブ」が0.008で最も大きく,次に「Cレシーブ:セッターがコンビネーション攻撃を行えないところに返球したレシーブ」が0.002,「Bレシーブ:セッターがコンビネーション攻撃を行えるがポジション移動しなければならぬところに返球したレシーブ」が-0.006で,最も低く,全体的に低い関連となる結果であった。

IV. 考察

1. 三段攻撃の成否に影響する諸要因

三段攻撃に関わる各プレーにおいて,その成否に影響する主要因は,相手のブロックパターンとトスの質であることが明らかとなった。最も高い関連が認められたブロックは,バレーボールの技能構造図(稲垣,1989)において,集団的技能の防御プレーに位置し,ブロックとそのレシーブの組織的プレーによって構成されており,守りの最前線と言われている(Lucas,1989)。西島ら(1985)は,チームパフォーマンス5要素において,セット勝敗の貢献度を分析しており,ブロックによる得点パフォーマンスが最も勝敗へ貢献しており,ブロック技能の重要性を示唆している。バレーボールは,自チームで自由意志によりボールを扱うことができる特性を持つ競技であり(枳堀,1997),レシーブ,トス,アタック技術は,自チームでコントロールできる技術である。しかし,ブロックは相手チームによって行われるプレーであり,相手への対処が必要となる他の技術とは全く異なる影響が考えられる。本研究においては,他の変数の影響を一定にした上で,攻撃結果に影響を及ぼす関連を検討したが,自チームにおいて制御することができないブロックパターンが最も攻撃結果に影響した。バレーボールにおいて,球技の特性である対峙性が攻防の成否に影響する最も大きな影響であったと考えられる。

次に高い関連のあったトス質は,トスの正確性を表わす尺度である。トスは,個人的技能の攻撃プレー(稲垣,1989)であり,ゲームにおける味方の技能の

展開において攻撃につなげる技能（朽堀，1987）である。したがって、レシーブされたボールをアタッカーにつないで攻撃を組み立てる技能であり、攻撃をつくり出す要として最も重要視される技術の1つ（宗内，1998）になっている。また、トスの善し悪しが攻撃の成否に影響する三段攻撃における重要な役割（豊田，1972）であり、福原ら（1974）は、セッターのトス判定基準を設けたゲーム分析において、攻撃しやすいトスが攻撃決定率に好影響を及ぼすと報告している。本研究においても、自チームでコントロールすることができる技術の中では最も攻撃結果に影響を及ぼす要因となっており、これまでの多くの研究結果を支持する結果が示された。

2. 各要因における詳細分析

偏相関係数の大きかったブロックパターンのカテゴリウェイトを見ると、「ブロックパターン6」に大きな正の影響がみられた。これは、1人ブロックで両手がネット上に出ていない、またはブロックジャンプが遅れるなどによってブロックすることができない状態である。現在のバレーボールにおいてブロックの主流となっているのは相手のトスが上がってからスパイカーに合わせて跳ぶリードブロックであり、相手のアタックをシャットアウトし、直接得点にしたり、多彩な攻撃に惑わされずに確実性を高めるために、ブロックが遅れたり低くなったりしても跳んで最低でもワンタッチを狙いディフェンスが処理しやすく意図的に行ったり、特定のコースに打たせたり、プレッシャーをかけミスをさせる目的（日本バレーボール協会，2000；河部，2012）で行われている。

トスからスパイクまでの時間が短く、ブロッカーが対応できないとブロックの人数がより少なくなると考えられる。攻撃側のコンビネーションによってブロックパターン6の状況を作り出すことができれば、本研究の対象となった競技レベルのプレイヤーは、その攻撃を成功させる可能性が高い最も難易度の低いブロック状況であることが示された。

そして、次に高い関連があったのは、「ブロックパターン4」であり、2人ブロックで片掌のみがネット上に出ているか、ブロックジャンプが遅れているなどの完全ではないがブロック可能な状態であった。これは、ブロックは2人で分担しているが、ブロック体勢が整わないままに行っている状態で行っていることが推測される。蔦宗（2012）は、不完全ブロックについて1.5枚ブロックは1枚ブロックに、2.5枚ブロック

も1枚ブロックに劣ると報告しており、不完全ブロックが枚数に関係なくブロック成功率が低いと述べている。本研究においても、2人のブロッカーが不完全な状態で行われた場合は、強打攻撃やコースの打ち分けが容易になったと考えられる。不完全ブロックは、ブロッカーの機能を果たしていない上に、レシーバーとしての機能も果たすことができない。したがって、攻撃するスパイカーにとっては、ブロッカーが不完全でレシーバーが少ない防御機能の低い状態であり、攻撃を成功させることが可能な難易度の低い状況になっていると考えられる。

次に偏相関係数で影響が認められた「トス質」では、攻撃者がよい状態で全てのコースへの強打攻撃が可能なAトスが最も高い値を示し、強打攻撃が可能なBトス、強打が不可能であり返球を目的とされるCトスは、負の値を示した。吉原（2009）は、ボールを打つポイントがたくさんあるトスが打ちやすいトスであると述べており、福原・柳原（1974）は、サーブレシーブからの攻撃について、Aトスが攻撃決定率に好影響を示したと報告している。中（1991）は、トスの成否についてカテゴリーに分類し、カテゴリー2（強打攻撃可能だがあまり良くないトス）とカテゴリー3（強打攻撃が困難なトス）は負の値を示したが、カテゴリー1（強打可能な良いトス）は正の値を示し、トス技能が攻撃に大きく貢献していると述べている。本研究においても、同様の結果が認められこれらを支持する結果となった。セッターの技能であるトスの役割が重要であることは、これらの結果から明らかであるが、指導者やスパイカーは、トスの質によって攻撃結果に影響を受けることを理解することが必要である。それは、Aトスであれば成功することを志向して攻撃することが当然であるが、BトスやCトスにおいては他の状況をみて攻撃の方法を選択する必要がある、失敗するリスクを軽減させる選択肢を持つことの必要性が示されたと考えられる。

本研究においては、攻撃の成否に影響する要因について数量化して検討したが、正の値が多い状況であれば攻撃結果に好影響を及ぼし、負の値が多い状況であれば攻撃結果に悪影響を及ぼす状況で攻撃することである。これは換言すれば、好影響を及ぼす状況は難易度の低い得点しやすい状況であり、悪影響を及ぼす状況は難易度の高い得点し難い状況と考えることができ、これらの状況を理解することは、スパイカー個人の能力を考慮したうえで攻撃方法を選択する必要がある、難しい状況で敢えて成功を狙わずにラリーを継続させ

ることも選択肢の一つであり、状況判断能力も重要になると考えられる。これらの難易度別の攻撃成功率等によってスパイカーの新たな評価の視点として指導方法を検討することもできると考えられる。

V. 結論

本研究は、三段攻撃において発揮された技術となるレシーブの評価、トスの評価や種類、スパイクの種類やポジション等の諸要因と攻撃の成否の関連性について検討し、以下のような知見を得た。

- 1) 三段攻撃における技術と諸要因10項目においては、「ブロックパターン」と「トス質」が攻撃結果に影響する要因であった。
- 2) 「ブロックパターン」においては、機能しない状態の1人ブロックや2人が不完全な状態でブロックを行った状況は、攻撃成功が見込める難易度の低い状況であった。
- 3) 「トス質」においては、トスの精度が高い順に攻撃を有利にする状況をつくることのできることで、トスの精度によって攻撃の難易度が変化することを理解することが必要である。

本研究における数量化したデータは、攻撃状況の難易度ととらえることができるので、これらを考慮した指導方法を検討することが必要である。

文献

- 秋山央・中西康己・松田裕雄・都澤凡夫 (2008) バレーボールにおけるセッターのパフォーマンス評価基準の提示—男子トップレベルを対象として—。スポーツコーチング研究, 6 : 1-17.
- 秋山央・都澤凡夫 (2008) 男子バレーボールにおけるセッターのパフォーマンス評価基準の検討：妥当性、客観性、および有用性について。スポーツ方法学研究, 22 (1) : 13-28.
- 浅井正仁・柏森康雄・山本隆久 (1987) バレーボールのゲーム分析：ジャンプトスの有効性について。日本体育学会大会号, 38A : 296.
- 出村慎一・中比呂志 (1990) バレーボールゲームにおける評価尺度の作成と集団技能の構造—大学トップレベルを対象として—。体育学研究, 34 (4) : 329-344
- 福原祐三・柳原英児 (1974) バレーボールのゲーム分析—トスの役割—。東海大学紀要, 体育学部4, 119-129.
- 濱田幸二・坂中美郷・塩川勝行・三浦健・高橋仁大・生瀬良造・中西康己・成田明彦 (2007) バレーボールにおける連続する技術の修正能力に関する研究—レシーブからスパイクまでに着目して—。鹿屋体育大学学術研究紀要, 36 : 47-58.
- 濱田幸二・坂中美郷・塩川勝行・三浦健・高橋仁大・生瀬良造・中西康己・成田明彦 (2009) バレーボールにおける連続する技術の修正能力に関する研究—トスからスパイクまでに着目して—。鹿屋体育大学学術研究紀要, 38 : 61-68.
- 稲垣安二 (1989) 球技の戦術体系序説バスケットボールとバレーボールの特殊戦術体系, 梓出版社：東京, pp.46-48.
- イボイロフ, A.V. (1984) バレーボールの科学. 泰流社：東京, pp.10-12.
- イボイロフ, A.V. (1984) バレーボールの科学. 泰流社：東京, pp.130-133.
- 河部誠一編 (2012) ブロック2. Coaching & Playing & Volleyball, 78 : 2-5.
- 川田公仁 (1996) バレーボールのトスに関わる研究—アタック決定状況とブロック参加数を中心とした考察—。筑波大学体育研究科論文集, 18 : 275-280.
- 小島隆史・濱田幸二・篠木賢一 (2007) 大学女子バレーボール競技におけるスパイクレシーブ及びカウンターアタックの重要性—鹿屋体育大学の西日本インカレでの躍進を例に—。鹿屋体育大学学術研究紀要, 35 : 67-73.
- 工藤健司・柏森康雄 (2001) バレーボールにおける攻撃力評価に関する研究 (1) —攻撃組立状況別の攻撃力分析—。バレーボール研究, 3 (1) : 1-7.
- 工藤健司・田原武彦・柏森康雄 (2002) バレーボールにおける攻撃力評価に関する研究 (2) —プレイヤーのポジション別攻撃力評価の試み—。バレーボール研究, 4 (1) : 9-15.
- ルーカス, J. : 荒木田裕子訳 (1989) バレーボールアメリカンテクニク. ベースボールマガジン社：東京, pp.113-121.
- 箕輪憲吾・吉田敏明 (2001) バレーボールにおけるセッターに関する研究. バレーボール研究, 3(1) : 8-14.
- 三浦稜将・八板昭仁・宮田睦美 (2015) バレーボールのゲームにおける三段攻撃に影響する諸要因とそれに関わる攻撃力の評価. 九州共立大学紀要, 5 (2) : 21-29.

- 宗内徳行・豊田博（1998）練習法百科バレーボール。大修館書店：東京，pp.66-67.
- 中比呂志・出村慎一（1991）バレーボールにおける集団技能の成就に対する構成技能の貢献度—大学トップレベルを対象として—。体育学研究，35（4）：325-339.
- 日本バレーボール協会監（2000）Volleyball theory 解説書。オーディオビジュアルネットワーク：東京，pp.49-55.
- 西島尚彦・松浦義行・大沢清二（1985）バレーボールゲームにおけるチームパフォーマンスの決定因子とその勝敗との関連。体育学研究，30（2）：161-171.
- 西島尚彦・松浦義行・大沢清二（1985）バレーボールゲームにおけるチームパフォーマンスの決定因子とその勝敗との関連。体育学研究，30（2）：161-171.
- 坂中美郷・中大路絢乃・本山清嵩・佐藤剛司・濱田幸二（2014）バレーボールにおけるアンダーハンドによるトスの研究。スポーツパフォーマンス研究，6：84-98.
- 佐藤剛司・坂中美郷・高橋仁大・浜田幸二（2013）バレーボールにおける攻撃力評価に関する研究—大学男子トップレベルを対象として—。九州体育・スポーツ学研究，28：1-96.
- 澤井亨（2010）バレーボール「セッター」における技術・戦術の変遷とスキルアップ方法についての解説。大阪産業大学人間環境論集，9：223-242.
- セリンジャー，A：朽堀申二監修，都澤凡夫訳（1993）セリンジャーのパワーバレーボール。ベースボールマガジン社：東京.
- シュテラー，G・コンツァック，I・デーブラー，H：唐木國彦監訳（1993）ボールゲーム指導事典，大修館書店：東京，pp.319-320.
- 田原武彦（2003）バレーボールにおける攻撃力評価に関する研究。総合研究所所報，11：231-237.
- 朽堀申二・松本昌三・森田昭子・川合武司・横沢民男・浜野光之・徳永文利（1997）バレーボールの学習指導と教材研究。不昧堂出版：東京，pp.22-28.
- 豊田博・島津大宜（1972）バレーボールの技術の評価に関する研究（第2報）女子一流チーム・選手の国際試合における技術成績について。体育学紀要，6：71-79.
- 葛宗浩二（2009）バレーボールの「駆け引き」。Coaching & Playing & Volleyball，62：6-9.
- 葛宗浩二（2012）3枚ブロックと三角ゾーンの秘密。Coaching & Playing & Volleyball，78：8-11.
- 米沢利広（1987）バレーボールのゲーム分析—ゲームの勝敗に影響を及ぼす決定パターンの貢献度—。福岡大学体育学研究，17（2）：45-53.
- 米沢利広（2003）バレーボールゲームのFirst Transitionに関する研究—First Transitionに影響を及ぼすパフォーマンスについて—。福岡大学スポーツ科学研究，33（1）（2）：27-34.
- 吉田敏明（1988）バレーボールマインド—バレーボール的発想と技術のポイント—。道和書院：東京，pp.45-46.
- 吉田敏明・吉田雅行（1985）バレーボールにおける勝敗に影響を及ぼす技術。日本体育学会大会号，36：629.
- 吉原知子監（2009）吉原知子が教えるバレーボールがうまくなる99の秘訣。リットーミュージック：東京，pp.18-19.

[研究論文]

教職課程科目における特別活動の指導方法の検討

楊 川¹⁾, 畑中 大路²⁾, 日高 和美³⁾, 金子 研太⁴⁾

A Class Analysis of Teacher Training Course Subject "Special Activities"

Chuan YANG¹⁾, Taiji HATANAKA²⁾, Kazumi HIDAKA³⁾, Kenta KANEKO⁴⁾

Abstract

The purpose of this paper is to clarify results and problems in practicing the "Teaching Method of Special Activities" on the teacher-training course of Kyushu Kyoritsu University.

KEY WORDS : Spetial Activities, Teacher Training Course

1) 九州大学大学院人間環境学研究院/
九州共立大学非常勤講師
2) 山口東京理科大学/九州共立大学非常勤講師
3) 九州共立大学経済学部
4) 九州大学大学院人間環境学研究院/
九州共立大学非常勤講師

1) Kyushu University, Faculty of Human-Environment
Studies
2) Tokyo University of Science, Yamaguchi Faculty of
engineering
3) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Economics
4) Kyushu University, Faculty of Human-Environment
Studies

I 課題設定

本研究は、九州共立大学（以下本学）における教職課程科目における特別活動に関する授業実践の成果と課題を明らかにすることを目的としている。

本学教職課程においては、これまでも専任教員が連携して担当する科目である「事前事後指導」、「教職実践演習」、「教育実習」の他教科教育と連携した実践的研究等を通してカリキュラムの改善を行ってきた。本研究も上記研究と同様、教職課程科目の成果と課題を明らかにし次年度以降の実践に寄与することを目指したものである。

平成27年12月に出された中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」は、今後求められる教員像を提示するとともに、今後の教員養成の在り方についても提言している。特に、「養成段階は「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを認識する」必要があるとされており、このことを理解した上で、新たな教育課題に対応できる教員を養成しなければならない。また、従来から言われていることであるが、「教職課程の質の確保」についても述べられている。現在課程認定や実地視察など評価の仕組みはあるが、今後各大学においても質の確保のため独自の取組を行っていく必要がある。

これらの流れを本学の課題と照らし合わせたとき、以下の課題が浮かび上がった。

第1に、教員養成関連政策の流れから、当該科目で行うべき内容の精査を行う必要性が高まったことが挙げられる。上記答申においては、平成30年以降に施行される予定の教育職員免許法施行規則の改正案が提示されている。現行法で言えば、「教育課程論」は教育職員免許法施行規則第6条の示す表の第4欄「教育課程及び指導法に関する科目」における「教育課程の意義及び編成の方法」、及び「特別活動の指導法」を扱う内容として開講している科目である。なお、本学においては、平成19年までは「特別活動の研究」を開講していたが、平成20年に科目名称を現在の教育課程論に変更し、この科目の中に特別活動の内容を含めることとなった経緯がある。教育課程に関しては、平成19年まで同じ第4欄内で規定されている教育方法論の中で扱っていた。

上記答申に示している改正案では、「教職課程における科目の大きくくり化及び教科と教職の統合」が行わ

れており、「教育の基礎的理解に関する科目」の中に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）」が、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の中に「特別活動に関する指導法」が含まれることとなる。つまり、これまで同じ枠組みで指導することが可能であった内容が分離することとなるので、早急な内容の見直しと今後求められる授業実践の在り方について検討し直す必要がある。また、授業改善のためには、単なる授業評価とするのではなく教職課程において学生がどのようなことを身に付けることができているかという点について確認する必要がある。

第2に、学部ごとに同一科目を開講している非常勤講師との内容の共通性が確保できているかということを確認する必要がある。本学教職課程は、スポーツ学部完成年度以降、専任教員の担当可能科目数の関係で教職に関する科目についても一部非常勤に依頼している現状がある。これまでも、同一科目を複数開講する場合、科目担当者とシラバスの内容を確認し統一している他、可能な限り打ち合わせを行い、教材、補助プリント、進度等の確認、可能な場合は授業観察、交換授業等を行ってきたが、次年度にむけて共通した課題を析出するための具体的な内容検討までは踏み込めていなかった。

上記2点について、具体的な課題を析出するためには科目担当者（経済学部担当畑中（非常勤）、スポーツ学部担当日高（専任））による自己評価だけではなく、客観的な視点で分析する必要があると考えた。他方で、当該科目の複雑性（教育課程と特別活動の2点を扱う科目であること等）を理解した上で評価するためには、評価者には一定程度の教職課程に関する知識・理解が必要となる。そこで、本学に来て頂いている非常勤講師に協力を依頼し、了承を得た楊川氏（本学非常勤講師、経済学部「教育原論」「教育制度論」担当）を研究統括として、金子研太氏（本学非常勤講師、スポーツ学部「教育方法論」担当）にアドバイザー的立場として研究を進めることとした。

（日高和美）

II 「特別活動の指導法」において求められる指導

特別活動は小学校、中学校、高校段階における教育課程の一領域であり、全校種においてその実施がなされることになっている。なぜ学校の教育内容に特別活動が位置づけられているのであろうか。

学習指導要領において特別活動は「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員（中学校・高校では「集団や社会の一員」）としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方（中学校では「人間としての生き方」、高校では「人間としての在り方生き方」）についての考え（中学校・高校では「自覚」）を深め、自己を生かす能力を養う。」ことを目標としている。集団活動を展開する中で児童・生徒の成長を促すことが狙いとなっている。

そもそも学校は集団性をその特徴としており、多くの場合、集団で様々な活動が展開される。集団であることは学校にとって、また社会にとって重要な意味を持つ。まず、集団に適応できる能力の育成という点である。他者の存在は自己を理解し、磨くために不可欠である。集団活動が適切になされれば、児童・生徒間での人間関係形成、個々人の個性の理解、発達へと結びつく。これは当然ながら学校の教育活動全体へも波及し、質の高い教育活動へと結びつくことになる。個と集団の正のスパイラルをもたらす鍵となる活動が特別活動なのである。

次に社会を主体的に担う次世代の育成という点である。児童・生徒の発達の段階に合わせて教員が適切な集団活動を企図し、関与していくことで促される成長は学校内のみならず社会へも波及していく。つまり、学校の様々な集団の中で児童・生徒個々人が自らの役割を見つけ、個性を発揮し、課題を解決することは、社会の中で同様に役割を見つけ、個性を発揮し、課題を解決することと重なり合っていくのである。優れた集団活動により自主的、実践的な態度を持つ社会の次世代を育てることが特別活動の重要な意義である。

以上のように特別活動は学校にとって、社会にとって極めて重要であり、それゆえ学校教育に不可欠な時間として位置づけられているのである。

それでは学習指導要領ではどのような活動を行うこととなっているのだろうか。活動内容の検討については、本学で取得可能な中学校・高校の内容に絞って行う。以下の表のように、中学校では、学級活動、生徒会活動、学校行事という3種があり、高校では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事という3種がある。また、それぞれに複数の項目が設けられていることがわかる。

教員はこれらの内容について「望ましい集団活動」を直接的、間接的に作り出していかなければならない。

<p>中学校【学級活動】</p> <p>学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。</p> <p>(1) 学級や学校の生活づくり (2) 適応と成長及び健康安全 (3) 学業と進路</p>
<p>高校【ホームルーム活動】</p> <p>学校における生徒の基礎的な生活集団として編成したホームルームを単位として、ホームルームや学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。</p> <p>(1) ホームルームや学校の生活づくり (2) 適応と成長及び健康安全 (3) 学業と進路</p>
<p>中学校・高校【生徒会活動】</p> <p>学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。</p> <p>(1) 生徒会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 生徒の諸活動についての連絡調整 (4) 学校行事への協力 (5) ボランティア活動などの社会参加（参画）</p>
<p>中学校・高校【学校行事】</p> <p>全校又は学年を単位として（若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として）、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。</p> <p>(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安全・体育的行事 (4) 旅行・集団宿泊的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事</p>

※下線部は中学校の内容であり、（ ）は高校の内容である。

この点、教員養成課程において特に注意をしなければならないのは、特別活動の特殊性である。特別活動は教科等の教えることを主体とする領域とは異なり、集団活動という実践を通じて児童・生徒が磨かれ、発見をし、学んでいく時間である。この点では教員の指導は当然ながら抑制的でなければならないのである。

一方、対象となる児童・生徒集団は当初から円滑な活動ができるわけではない。また、内容によっても当然得手不得手がある。このため教員は児童・生徒の発達段階や集団の置かれた状況を理解した上での適切な指導、働きかけができなければならないのである。抑制的であり過ぎることは却って「望ましい集団活動」とならない可能性が高い。

以上を踏まえれば、教職課程において求められる指

導は、児童・生徒集団の適確な理解と、それを踏まえた抑制的ながらも集団活動が着実に展開されるバランス感覚のとれた適切な指導、働きかけの具体的技術を理解させる授業実践であり、さらにはそれを学校現場で実行できるよう、技術を定着させる授業実践に他ならない。

(楊 川)

III 研究方法

本研究では以上のような理解に基づき、本学の授業実践を対象とし、学生の特別活動に対する理解の変化及び教員（以下、授業者という）と学生（以下、受講者という）との間に生じるギャップに焦点を当てる。

受講者は小・中学校、高校において特別活動を経験しており、全く未知のものではない。しかし一方で、指導する立場で特別活動を眺め、関わったことはないものであり、それゆえ指導上の困難さについて甘い認識があることや場合によっては葛藤を生む可能性も予想される。これらを踏まえつつ授業実践を通じて受講者にどの程度気づきを与え、理解をもたらすことができたのかを把握する。また、授業実践を通じて授業者の意図したことがどの程度伝わったのかについてもあわせて把握することにする。

このため、本研究では授業観察及びアンケート調査を実施する。授業観察だけでは観察者の主観によって評価が偏ってしまう恐れがある一方、アンケート調査だけでは実際の指導の重点を踏まえないままの事実に基づかない評価となる恐れがある。双方を取り入れるのは、それぞれのデメリットを補完することが可能であることによる。

授業観察については第三者（楊）が「特別活動」の授業の観察を行い、授業者の自己評価と観察者の第三者評価により「特別活動」の指導法における課題を析出する。

また、授業実践に関する受講者アンケートについては、①受講者の「特別活動」の授業に対する期待、②「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」に対する理解度と教師としての指導法の習得状況、③授業全体への評価、の主に3つの部分で構成した。このアンケートから受講者の「特別活動」に対する理解、受講後の変化や、受講者が感じた授業実践に対する積極的な評価や課題を明らかにする。

以上の2つの作業を通じて本研究では「特別活動の指導法」についての本学での成果及び課題を明らかに

する。

以下ではまず授業観察・記録（「学級活動（1）（2）」、「児童会活動・生徒会活動」、「学校行事（健康安全・体育的行事）」）の結果を授業者のねらいを含めてまとめ（IV）、次にアンケート調査の結果を分析、考察する（V）、そして本研究の成果と今後の課題（VI）を述べる。

(楊 川)

IV 本学教職課程における「特別活動」の授業実践

1 「学級活動」の授業観察・記録

【学級活動（1）学級づくり】平成27年11月17日（14：50～16：20）

授業概要

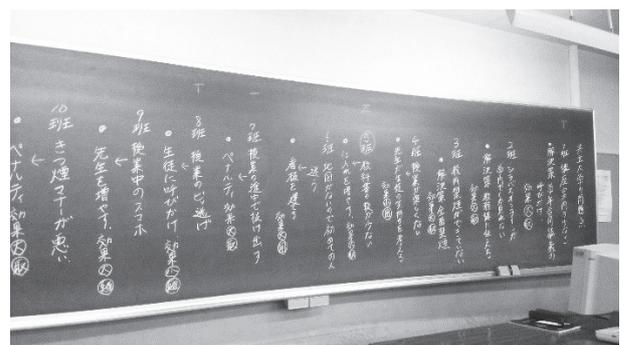
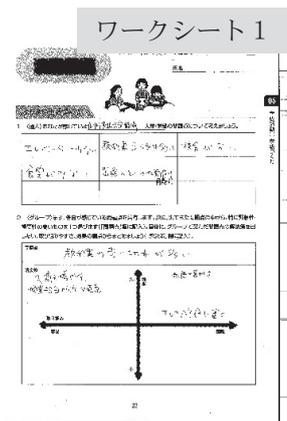
・演習課題として授業者は受講者が所在している学部の問題点を考えたうえで、ワークシート1に記入するよう指示。

・授業者はグループ（1グループは3人～4人、計11グループ）内で話し合いを通じて、各自が感じている問題点を共有し、そのうえで、緊急性・重要性の高いものを

一つ選び、その問題点の解決策を考え出し、取り組みやすさと効果の観点から分析するよう指示。

・授業者は受講者から司会者と書記を選出し、模擬学級会を開くよう指示。司会者の指示のうえ、各グループが発表を行い、書記が黒板に各グループの発表の要点を記入。

【授業者のねらい】：小中学校の学級活動、高校のホームルーム活動の目標は「よりよい生活づくりに参画し、



諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる」ことであるため、受講者自身の「大学生活をよりよくするために」というテーマを設定し、グループワーク、模擬学級活動を通じて、受講者の問題解決能力、生活づくりへの参画の態度を育成する。また、学級活動において、教師に求められる指導は生徒の自主性の尊重、抑制的な指導であることを理解させることを狙いとする。

観察者記録・評価：①授業者はパワーポイントを使いながら、簡潔な言葉で明確な指示をした。②タイムツールを使い、受講者の作業時間を測り、受講者に時間内で作業を完成させる意識を持たせることができた。また、授業者は各グループの検討状況に応じて、時間配分への配慮をしている。③グループ発表や学級会の司会者と書記の選出について、授業者による指定ではなく、学籍番号順や誕生日の順で決めている。④学級会の進行中、授業者はほとんど介入せずに、学級会の様子を見渡していた。**感じた課題**：今回の模擬学級会は司会者と書記の働きにより成功した事例であるといえる。しかし、仮に学級会がうまく進行できないとき、教師として指導・サポートをすべきかどうか、どう指導・サポートするかについて授業では触れていない。

受講者感想：グループワークや模擬学級会を通じて、多様な意見・内容を聞いたこと、共感と気づきを得られたこと、といった感想が多かった。例えば、「一人で考えるよりもグループで考えた方がよい問題点や対策がでて、グループよりも全員で考えた方がより良い問題点や対策が出るので、話し合うのも良い授業になると思った。」一方、学級会を進行するうえでの問題点を示す感想もあった。例えば、「学級会を行ったが、意見等がスムーズに出ないと、進行しないし、進行役が苦勞すると思った。」という感想はそれである。

【学級活動（2）学級指導】平成27年11月24日（14：50～16：20）

授業概要

・前回の「学級活動（1）」の振り返り。「学級活動の目標」と「学級活動（1）」の内容を振り返り、前回の模擬学級会については、教師が「出ない」指導であることを説明。そのうえで、教師のすべきこと—学級活動を進めやすい教室の環境整備、教師による支援の仕方を説明。

・教師が「出ない」指導である「学級活動（1）」とは異なり、「学級活動（2）」の場合、取り上げる内容を

を教師が決めるという、教師が「出る」指導であることを説明。

・授業者は前回のミニレポートから受講者感想を取り出し、紹介。そのうえで、「グループ全員が意見を出せるような環境を作る必要性」という課題を提示。

・授業者は5つのプログラム①「みんなで描く」、②「二人うまくいくねプログラム」、③「言葉では伝わらないねプログラム」、④「言葉では伝わらないねプログラム2」、⑤「聴き手次第でこんなに違うねプログラム」を用意し、グループ（2人～4人）を作り、ゲーム形式で行うよう指示。



授業者のねらい：学校内や教室において自然発生的なヒエラルキーからいじめ問題にもつながる。子ども同士コミュニケーション能力の育成、積極的に意見をいうようにすることはいじめ問題の防止につながるものである。「学級活動（2）」では、授業者が受講者同士の協力関係づくり、コミュニケーション能力の向上を狙いとしながら、受講者に授業の設計の仕方、生徒指導の仕方への示唆を与えることを狙いとする。

観察者記録・評価：①「学級活動（2）」を説明するために、「学級活動（1）」の時受講者感想から提示した問題点を利用し、その解決に向けたプログラムを設計した点において、受講者にとって受けやすいと思われる。②ゲーム形式のプログラムを通じて、受講者が体を動かしながら、グループ同士と協力し合い、コミュニケーションを一生懸命にとる様子があり、楽しい雰囲気の授業であった。③授業者は子どもをめぐる問題「スクールカースト」、「いじめ問題」などの資料も提示しながら、学級活動の意義、教師の意図的・計画的な授業の設計の重要性などを説明したため、受講者にとってわかりやすく、説得力のある授業であると感じた。**感じた課題**：プログラムの進行中、積極的にコミュニケーションをとらないグループもあった。このようなグループへの声掛け、または配慮の仕方は課題であると考えた。

受講者感想：全体として話し合いの大切さ、言葉の

力、伝え方、聞き方などコミュニケーション能力育成の重要性を述べた感想が多い。一方、学級活動を通じて、子ども関係の再構築が重要であるが、「上手く行わなければ生徒の関係をさらに悪化させてしまうのではないかと教師の指導上の難しさを指摘していた感想もあった。

2 「児童会活動・生徒会活動」の授業観察・記録

平成27年12月8日（14：50～16：20）

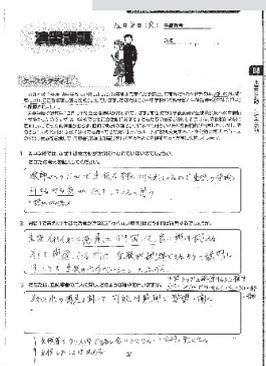
授業概要

・「小学校・中学校・高校における「児童会活動」「生徒会活動」には何がありましたか」、「児童会活動」「生徒会活動」によってどんな力が身につくと思いますか」という質問に対してワークシートに回答を記入するよう指示。そのうえで、グループ検討を通じて、意見交換・共有。

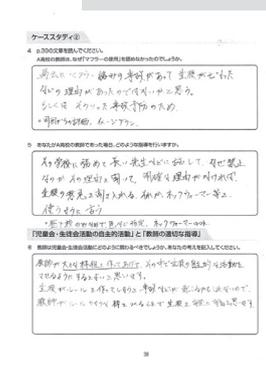
・児童会活動・生徒会活動の目標、内容、活動形態を説明

・演習課題ケーススタディ①：生徒会活動が活発に行われていないA中学校のケース教材を読み、その理由と改善策を考えるよう指示。そのうえで、生徒指導部（生徒会担当）の教師として、「問題」のある生徒会会長立候補への指導の仕方をワークシート2に記入するよう指示。さらに、グループ検討をするよう、グループによる発表を行うよう指示。

ワークシート2



ワークシート3



・演習課題ケーススタディ②：マフラーの使用は校訓にそぐわない理由としてA高校ではマフラーの使用が禁止された。生徒会で「マフラーの自由化を」という議案が提出され、生徒会と教師の対立がある事例を紹介。このうえで、受講生にA高校の教師の視点から、どのような指導を行うかについてワークシート3に記入、またグループ検討を行うよう指示。さらに、グループによる発表を行うよう指示。

・上記の2つのケースとともにさらに事例紹介を行い、

児童会・生徒会の「自主的活動」と教師の「適切」な指導のバランスについて説明。

授業者のねらい：これまでの学生の視点ではなく、教師の視点への切り替えが大事であるため、児童会・生徒会の自主的活動である一方、活動過程にあたって起った様々な問題や困難への対応、教師の適切な指導、つまりどこまで関与・指導すべきかについての重要性を認識させることを狙いとする。

観察者記録・評価：①豊富な事例によって、受講者に児童会・生徒会活動に存在する課題・困難を認識させるうえで有効な方法であると考え。②グループ内での話し合い、グループ間の発表を通じて、児童会・生徒会活動において教師の指導の仕方について多様な意見を聞ける。**感じた課題**：グループワークの際、各自作業を進め、あまり討論のないグループもあった。このようなグループへの声掛けなどの工夫をどのようにすべきかについて課題である。

受講者感想：全体として、児童会・生徒会活動は自主的活動であるため、その自主性を尊重すべきという意見、また活動中問題が起こった時、教師による適切な指導（客観性、中立性、度合いなど）が必要であるという感想が多かった。

3 「学校行事（健康安全・体育的行事）」の授業観察・記録

平成27年12月22日（14：50～16：20）

授業概要

・健康安全・体育的行事の目標と内容を紹介。
 ・ワークシート4に運動会の競技種目を思いつく限り挙げるよう指示。
 ・グループワークを通じて、国民学校時代の体育会プログラムの特徴を検討するよう指示。
 ・運動会の歴史のビデオを見せ、運動会の導入の歴史的背景を整理するよう指示。
 ・資料を通じて、学校行事のルーツと変容を紹介。
 ・「競争のない運動会」のビデオを見せ、ワークシート5に「競争のない運動会」に対する意見（賛成か、反対か、なぜか）を記入するよう指示。そのうえで、グループ検討を行うよう指示。
 ・組体操に関する事故の新聞記事を用いて、受講者に運動会の意義を考えさせる。
 ・北九州市北築高校の大行進プロムナードのビデオを見せ、学校行事・運動会は望ましい集団を作る「手段」であることを説明。

授業者のねらい：学校行事の種類と歴史的変遷など

について新聞資料、ビデオ等を通じて、多様な視点から学校行事の意義を理解してもらい、受講者に教師の視点から学校行事を再認識させることを狙いとする。

ワークシート4

ワークシート5

観察者記録・評価：①ビデオ学習を通じて、言葉で説明できない過去の運動会の様子をリアルに受講者に伝えることができた。②受講者がワークシートを記入しているとき、「運動会の歌」を流すなどの工夫を通じて、授業の雰囲気を和らげることができた。③ビデオ学習、グループワークと学習活動を切り替えながら、受講者に多様な視点から学校行事の意義を考えさせ、また最後にまとめを通じて、一貫性のある授業であると感じた。**感じた課題**：学校行事の歴史や意義を中心とした授業内容であるため、学校行事、特に運動会の意義などへの理解という点では非常に進んでいた。一方、時間的制約があるため、「現在の理想の運動会の在り方」について受講者に考えさせたが、それを実現するために教師として何を、どうしていかなければならないかに関しては十分に言及できなかった。

受講者感想：全体として、「これまで考えたことがなかった学校行事一運動会の意義を考えるようになった」、また、「運動会の種目等も時代の変化によって影響されていることを理解できた」という感想が多かった。このうえで、「教師になった時、その時にどのような種目が必要かを考えられるようになりたい」、「生徒の状況（運動の得意・不得意）に合わせたプログラムを教師として考えるべき」、また「生徒全員で作上げる運動会にしたい」というように、受講者が教師として学校行事一運動会への取組の意思を示している。

（楊川・畑中大路）

V アンケート調査結果の分析と考察

1. 方法

受講者の「特別活動」の授業に対する期待や理解、受講後の変化を明らかにするために、11回の「特別

活動」を通じて、「学級活動」、「児童会・生徒会活動」、「学校行事」の理解と活用についてアンケート調査を実施した。この調査は、受講者の理解度の確認及び将来教師として「特別活動」の指導方法の習得について把握することを意図したものである。調査対象者は平成27年度後期に「特別活動」の授業の受講者（35名）である。本調査は平成27年12月22日に実施したものである。「特別活動」の第11回目の授業の最初に調査の目的を説明したうえで、アンケート用紙を配布した。授業の観察者はアンケート回収を行った。

調査の内容は主に三つの部分で構成した。

第1に、受講者の「特別活動」の授業に対する期待（自由記述）についてである。第2に、「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」に対する理解度（五件法）と、教師としての指導法の習得状況（自由記述）についてである。第3に、授業全体への評価（自由記述）についてである。

以下、授業観察によって得られた情報及び感じられた課題に沿って分析、考察を行う。

2. 結果の分析と考察

（1）授業への期待

アンケートでは、まず「この授業を履修することで達成したい目標」について質問した。その結果、「教師に必要な知識、能力などを身につけたい」、「特別活動で生徒にどのような成長をもたらすのか」、「コミュニケーション能力や生徒の指導方法」、「学級活動などでの生徒への対応の方法」、「行事や部活にどのような意味があるのか」、「教職になるための大変さ [ママ]」、「教員をするにあたってどのように生徒と関わりを持つようにすればいいのか、どのように接することが良いのか知りたい」といった答えがみられた。この中に授業を受けて教師になった時の生徒への指導能力を身に付けたいというような「目標」は最も多い。

（2）「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」の授業に対する理解度と活用

①理解度：アンケートでは、「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」はそれぞれどれだけ理解できましたか」という質問を行い、「とてもよく理解できた」、「理解できた」、「何とも言えない」、「あまり理解できていない」、「まったく理解できていない」の五段階評価を通じて、受講者の理解度を把握した。それぞれの平均値は「学級活動」（3.97）、「生徒会活動」（3.97）、「学校行事」（4.03）であり、いずれも受講生にとって理

解度の高い授業であることがわかる。なお、「あまり理解できていない」と「まったく理解できていない」を選んだ受講者はいなかった。模擬学級活動、演習課題、視聴覚機器等の授業における工夫が結果に反映されたものと考えられる。

②習得及び活用：アンケートでは、「[学級活動]、[生徒会活動]、[学校行事]の授業を受け、得られた経験から、担任になった場合、どのように指導しますか。」という質問を行い、受講者の習得したものと及びその活用の仕方について把握することとした。その結果は、以下の通りである。

a. 「学級活動」の指導法の活用

受講者から3つのスタンスがあることが窺えた。第1に、生徒・クラスの自主性に任せるスタンスである。第2に、生徒に任せるのではなく、適切な助言を行うスタンスである。第3に、「教師が出る場面」と「教師が出ない場面」があり、それに沿って、指導するか、見守るかを判断するスタンスである。授業者が2回の「学級活動」の授業実践で重視していたのは特に第3のスタンスであった。ここには授業者と受講者とのギャップが生まれていることが窺える。このため指導上のポイントとなる点をより強調する必要がある。

上記の3つのほか、具体的に何を重視して指導するかについての答えもある。例えば、「一人一人がしっかりと意見を言えるようにする」、「1人1人の意見を重視する」、「生徒一人一人と向き合いながら指導したい」、「グループワークなどでは固定されたメンバーだけでなく、話したことの少ない生徒ともグループを作り互いを知らせる」、「人事〔ママ〕にならないことを重視させる。そのために、会話の力や聞いてもらえるような環境作りからしっかり行う」等である。「学級活動」の授業を通じて、将来教師として生徒個々人の考えを大事にし、また環境作りを積極的に行っていくという具体的技術が一定程度備わったと言える。体験的に学ぶことのできる模擬学級活動という実践上の工夫や、講義が円滑になされる工夫がこのような成果に結びついたと考えられる。

b. 「生徒会活動」の指導法の活用

「生徒の自主性を大切にしながら、踏み込みすぎない指導が大切」と指摘する回答が最も多い。また、「生徒会活動では一人一人が自分に誇りを持てるような学校にできるように積極的な奉仕活動などを呼びかける」ことや「集団や社会の一員だという事を理解させ、恥ずかしくない学校生活を送れるようにしたい」等の回答も見られた。「生徒会活動」の授業を通じて、将

来教師として生徒に学校集団の一員、あるいは社会の一員である意識を向上させる重要性が理解されていることが窺える。一方、授業において演習課題で理解を促そうとした点、すなわち「生徒会活動」で発生した問題への関わり方について触れる者は少なかった。グループワークで出された多様な意見を踏まえつつ、積極的に関与する方法についてより強調する必要があるものと考えられる。

c. 「学校行事」の指導法の活用

「目的意義をしっかりと守るがその中で楽しい思い出に残るように指導し、支えたい」こと、「行事ごとに何の意味があるのか、今後なんの役に立つのかを知ってもらうことが出来るように指導し共に頑張る」ことのように、「学校行事」の目的・意義を示すことを大事にすると答えた受講者は最も多い。そのほか、「楽しむことが一番だから、伝統的にやっている物や、ありきたりなものだけでなく新しい何かを初めて行きたい」とのように、楽しさ、新鮮さ、伝統的なものといった点を重視しながら指導するという考えを持つ受講者もいる。さらに、「学校行事では学校全体として動くことなので先生たちがいかにまとめるかが大事になってくると思う。自分は生徒の意見も尊重しつつ、先生という立場を強調していきたい」と、一定程度生徒の気持ちを尊重するとの感想もあった。

学校行事の歴史的位置づけや意義に重点を置いた実践をすることで、おおよそ学校行事の重要性を理解することはできたと思われる。

(3) 授業全体への評価（よい点と改善点）

①よい点：この授業のよい点として、受講者の回答からは4点にまとめられる。第1に、他人の意見を聞ける、また他人との交流ができる点、第2に、授業が分かりやすい点、第3に、受講によって自身のコミュニケーション能力を高めた点、第4に、教師としての役割がわかる点である。

なお、「5点満点で評価すれば、この授業は何点だと思いますか」という質問に対して、35人のうち、4人未回答を除き、17人が5点、13人が4点と答えた。3点と答えた人は1人のみである。全体として高い評価を受けた。

②改善点：この授業の改善すべき点を伺ったところ、4人から以下の感想・意見が得られた。「もっといろんな人と活動したい」、「席が変わる頻度が高いので前回の席がわからない」、「感想を書く時間があるので少し早く終わってほしい」、「まとめる時間が少ない」。

時間的制約は活動の様々な制約、授業設計上の制約に結びつき、上記のような感想が生まれたものと推測される。

(楊川・畑中大路)

VI 成果と課題

本研究は「特別活動の指導法」において求められる指導を検討したうえで、第三者による授業観察及び受講者へのアンケート調査を通じて、特別活動の指導方法をめぐる成果と課題を明らかにした。以下、本研究の成果を3点述べる。

第1に、受講者の主体性を重視したグループワーク、グループディスカッションといったアクティブ・ラーニングの手法をとった授業にすることで、受講者により教育現場に近い形で「特別活動」を理解させることができた点である。特別活動は「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るものであり、教職課程において特別活動の授業もより集団での活動を意識した授業設計が求められるといえる。この点においては、授業者の授業実践は成功事例であるといえる。受講者から受けた高い評価もその証左であろう。

第2に、受講者にとって授業の内容の理解だけではなく、具体的な指導法の習得及び活用ができる点である。「学級活動(2)」の授業を受け、受講者の「自分も教師になった時、このようなゲーム式の活動を設計したい」という感想からもわかるように、「特別活動」の授業は受講者の教師を目指すうえで具体的技術の習得に役に立つものになっている。

第3に、演習課題の多くは問題解決型の課題であり、また、グループワークによる集団の中での交流・人間関係づくりは、受講者自身の社会性、問題解決能力とコミュニケーション能力の育成につながっている点である。授業を受けることによって、「意見を言えるようになった」、「気づきを与えてくれた」、「グループのメンバーと仲良くなった」といった感想から受講者自身が自己成長を感じる事がわかった。さらに、これらの成長は受講者の教師を目指す意識の向上にもつながるものと考えられる。

本科目のシラバスでは、授業の到達目標である「自身の社会性を育むとともに、生徒の社会性を育むための活動を計画・実践できる」点、「学生間で協力して授業活動の実践ができるようになる」点において、ある程度達成しているといえる。

一方、課題として2点挙げたい。Ⅱで示したように、教職課程において求められる指導は、児童・生徒集団の適確な理解と、それを踏まえた抑制的ながらも集団活動が着実に展開されるバランス感覚のとれた適切な指導、働きかけの具体的技術を理解させる授業実践であり、さらにはそれを学校現場で実行できるよう、技術を定着させる授業実践である。

第1の課題として、受講者は特別活動において、教師が生徒の自主性を尊重し、抑制的な指導が大事であることを理解したとはいえ、一定のバランス感覚を身につけることや、学校現場での実践の仕方を十分に身につけることができなかった点がある。ここには授業者と受講者とのギャップが生まれていたことも背景にある。それゆえ、本文中に述べたように、特にポイントとなる点を強調することが重要になってくるだろう。また、例えば、問題が起こった学級会、生徒会、体育会等を設けて、ロールプレイの形で受講者に教師としての対応の仕方を鍛えていくような授業の設計も考えられるだろう。

第2の課題として、第1の課題が生まれる背景になっていると思われる時間的制約が挙げられる。「特別活動の指導法」としては、実践性を重視する特別活動の性質から考えても、知識の伝達だけでは十分でなく、今回授業者が実践した授業方法を指向するのが自然である。授業者の授業の狙いは求められる「特別活動の指導法」と軌を一にするものであり、それを実践していたと言える。にもかかわらず、本文中に述べたように、その狙いが受講者の中で十分に伝わらなかったのは、個々の活動の指導のあり方についてまで丁寧に押さえることのできなかった時間的制約があるのは間違いない。本学教職課程科目の編成にまで踏み込まなければ同様の課題が今後も生まれることになる。

(楊川・金子研太)

VII 補論

Iで示した第2の課題である、学部ごとに同一科目を開講している非常勤講師との内容の共通性の確保について、スポーツ学部の担当教員(日高)と経済学部担当教員(畑中)の使用する教材、実際の授業の内容の配分の比較を通じて明らかにする。

	スポーツ学部 (日高)	経済学部 (畑中)
教材	配布資料	教科書『特別活動エッセンス—望ましい人間関係づくりのために—』
シラバス	共通	共通
授業内容の配分	①教育課程の授業概要 ②教育課程とは？ ③教育課程と学習指導要領（1） ④教育課程と学習指導要領（2） ⑤教育課程における特別活動の位置付け ⑥学級活動の意義（1） ⑦学級活動の意義（2） ⑧生徒会活動・学校行事（1） ⑨生徒会活動・学校行事（2） ⑩望ましい集団活動（学級活動）の実践する（1） ⑪望ましい集団活動（学級活動）を実践する（2） ⑫望ましい集団活動（学級活動）を実践する（3） ⑬望ましい集団活動（学級活動）を発表しよう（1） ⑭望ましい集団活動（学級活動）を発表しよう（2） ⑮望ましい集団活動（学級活動）を発表しよう（3）	①教育課程の授業概要 ②教育課程と学習指導要領（1） ③教育課程と学習指導要領（2） ④特別活動とは何か ⑤教育課程における特別活動の位置付け ⑥クラブ活動・部活動 ⑦学級活動（1） ⑧学級活動（2） ⑨学級活動（3） ⑩児童会活動・生徒会活動 ⑪学校行事（1） ⑫学校行事（2） ⑬学校行事（3） ⑭総合まとめ ⑮定期試験
授業の形態	講義，グループワーク，グループディスカッション，視聴覚機器の使用	講義，グループワーク，グループディスカッション，視聴覚機器の使用

上記の比較から以下の2点を提示できる。

第1に、シラバスからも、教材の内容からも両学部の授業は一定の共通性がみられた。これは非常勤講師と専任教員との連携、また意見交換を図った結果でもある。

第2に、担当科目の複雑性（教育課程と特別活動の2点を扱う科目であること等）が存在するが、両学部の授業の配分バランス（①～⑤教育課程の内容、⑥以降特別活動の内容を中心）も一致していることがわかる。

一方、特別活動の内容に関しては、スポーツ学部の授業は「学級活動」を中心として設計されていることに対して、経済学部の授業は「学級活動」、「児童会・生徒会活動」、「学校行事」の三者を扱っていることもわかった。この点に関しては、さらに両学部の授業への観察を通じて、具体的な内容を検討する必要がある。この点は今後の課題としたい。

（楊川・日高和美）

【参考文献・資料】

- ・九州大学大学院教育法制研究室『特別活動エッセンス—望ましい人間関係づくりのために—』花書院、平成27年9月第2版。
- ・田山修三「特別活動の現状と指導の在り方—具体的な指導法の一考察—」『北海道教育大学紀要（教育科学編）』第66巻、第1号、平成27年8月、pp.23～39。
- ・文部科学省ホームページ：「中学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成20年7月）http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chukaisetsu/index.htm（最終アクセス日：平成28年1月5日）
- ・文部科学省ホームページ：「高等学校学習指導要領解説 特別活動編」（平成21年7月）http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/1282000.htm（最終アクセス日：平成28年1月5日）

[研究論文]

教育方法論におけるICT機器を活用した授業方法の実践
ーアクティブ・ラーニングの視点から

日高 和美¹⁾，金子 研太²⁾，楊 川³⁾，畑中 大路⁴⁾

A Practical Study to use ICT Equipment
in “Educational Methodology” :
From the viewpoint of Active Learning

Kazumi HIDAKA¹⁾ , Kenta KANEKO²⁾ , Chuan YANG³⁾ , Taiji HATANAKA⁴⁾

Abstract

This article deals with current situations and issues in the implementation of teacher-training program in Kyushu Kyoritsu University, mainly focusing on the coursework named “Educational Methodology”.

KEY WORDS : Educational Methodology, ICT,Active Learning

1) 九州共立大学経済学部
2) 九州大学大学院人間環境学研究院/
九州共立大学非常勤講師
3) 九州大学大学院人間環境学研究院/
九州共立大学非常勤講師
4) 山口東京理科大学/九州共立大学非常勤講師

1) Kyushu Kyoritsu University, Faculty of Economics
2) Kyushu University, Faculty of Human-Environment
Studies
3) Kyushu University, Faculty of Human-Environment
Studies
4) Tokyo University of Science,Yamaguchi, Faculty of
engineering

I 課題設定

本研究は、教職課程科目「教育方法論」におけるICT機器を活用した授業実践の分析を通して成果を明らかにするとともに、今後教職課程の講義においてICT機器を活用したアクティブ・ラーニングに関する指導法を行うための示唆を得ることを目的としている。

近年、子どもを取り巻く様々な環境の変化に伴い、教員に求められる力は従来よりも多様化・複雑化している。特にICT機器の発達・普及はめざましく、学校では教育活動における利活用が推進されている。

このことを受け、平成26年に出された次期学習指導要領に関する文部科学大臣諮問文においては、具体的な教育内容に踏み込むとともに、時代に対応したICT機器の効果的利活用や学習者を主体とした課題の発見と解決のため主体的・協同的に学ぶ学習（いわゆるアクティブ・ラーニング）の視点から教育活動を見直すことが求められている。

さらに、平成27年12月に出された中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」においては、今後教員に求められる資質能力として、「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。」と述べている。同答申においては教育職員免許法施行規則の改正についても提言しており、今後は教科に関する科目、教職に関する科目についてアクティブ・ラーニングの視点を取り入れることが求められることとなる。このことから今後教職課程を設置している大学には、常に変化に対応できる教員を育てると共に、近年中に確実にICTの利活用を含め、アクティブ・ラーニングを実践できる教員を養成することが求められる。具体的に言えば、今後教員養成に関わる大学教員は、ICTの内容を担当する教員を中心としながらこれらの情報機器の使用スキルを修得して講義を行うことはもちろんであるが、教職課程においてはそれと同時に学生が教壇に立った際情報機器の使用のメリット・デメリットを理解した上で活用するためのスキルを身に付けさせるという課題が生まれたといえる。

上記の動向を踏まえ、九州共立大学（以下本学）において今後求められる教員を養成していくための授業方法を検討するために、平成27年度においては「教

育方法論」で扱ってきた内容を見直し、新たにICT機器を活用した授業実践を行うための試行的取組を行うこととした。

本学では平成26年度には電子黒板を6台を設置、平成27年には図書館4階に先進ラボ教室を設置、電子黒板3台及びタブレット端末40台に加えパイオニアが開発を行った双方向型学習ソフト「xSync（バイシンク）」を導入し、先進的な授業実践が可能な環境が整えられつつある。実践的な取組を通して、教員のスキルの向上を図ることはもちろんであるが、環境整備についても今後の課題を挙げるのが可能となるだろう。

そこで、本研究においては、これまで行ってきた教育方法論におけるICT機器を活用した取組について見直した上で、平成27年度後期スポーツ学部で開講する教育方法論の講義においての試行的な取り組みとしてアクティブ・ラーニングの視点からICT機器を扱う内容の講義を計画し、研究授業を実施し、その成果及び課題を明らかにしていく。また、課題を析出するため担当教員による振り返りだけでなく関係者による参観、評価を通して来年度に向けての課題や展開の提案についても実施し改善につなげていきたい。

なお、本研究は本紀要に掲載されている楊ら（2016）「教職課程科目における特別活動の指導方法の検討」と同様に、教職課程の質の確保を目的とする取組としても位置付けている。上記論文で扱っている「教育課程論」と同じく、「教育方法論」は、同一科目を学部別に複数開講している科目である。計画及び授業実践については、共著者でありかつスポーツ学部非常勤講師である金子研太氏の賛同及び協力の下行っている。また、授業枠組みの検討や今後の課題の析出のために行う授業観察については、共著者でもある本学非常勤講師の畑中大路氏、楊川氏の協力を得ていることを付記しておく。

（日高 和美）

II 教育方法論におけるICT機器活用に関する取り組み

1. 前年度までの取組概要

教育方法論は、本学においては教職に関する科目における必修科目であり、教育職員免許法施行規則第6条第4欄における「教育の技術と方法」に対応する科目である。例年経済学部1クラス（3年前期）、スポーツ学部2クラス（3年後期）の計3コマ開講してい

る。担当者については、経済学部は専任教員（日高）、スポーツ学部は非常勤教員（平成24年度より金子）が担当している。開講期は異なるが年度を通して打ち合わせを行い学習内容の共有、教材の打ち合わせ、授業観察・補助の他、必要に応じて交換授業（プレゼンテーションソフトを用いた情報機器の効果的使用法）を行うなどこれまでも共同して授業開発を行ってきた。

科目の性質上、教育方法論においてICT教育について扱うことは必須である。本科目については、3学年での開講科目であることを踏まえ、ICT機器の活用方法そのものを教えることを目的とするのではなく、これまで他の授業（情報科目等）で得た知識・技術を授業実践においてどのように活用するかということに焦点をあてた活動を行って来た。内容としては、毎年①PC教室における情報収集（主に総合的な学習の時間の取組に関する情報収集）、②プレゼンテーションソフトの活用（パワーポイント）によるファイル作成とプレゼンテーションを行う他、③デジタルビデオの編集（特別活動の授業方法実践）による教材作成の他、④生徒指導場面で求められる情報モラル教育の方法、⑤有害情報から守る方法としてのフィルタリング等について扱ってきた。

平成26年度電子黒板導入に伴い、電子黒板設置教室での授業を実施し、電子黒板そのものの使用法、資料提示、学生による電子黒板を活用した授業方法の考察及び模擬授業（活動）の実施を行っている。

これまでも、一定の枠組みの中で学生が主体的に課題を発見し、その課題解決のための方法をカリキュラムの中でどのように計画立てるかということの中核に据えた問題解決型の授業方法を展開してきたが、今後より学習者を主体としたアクティブ・ラーニングを視野に入れた場合、科目の系統性や教員の立ち位置等を検討する必要がある。

2. 平成27年度前期経済学部「教育方法論」におけるICT機器活用に関する取組

本年度、経済学部に関しては前年度に引き続き電子黒板設置教室を使用し日常的に電子黒板に触れさせることを意識したことの他に、2つの新しい取組を実施した。第1に、本学専任教員である白石教授、三原教授との共同研究の一環として、三原教授をゲストティーチャーとしてお招きし、反転授業について行った講

義である¹。第2に本学の先進ラボ教室の整備を行ったパナソニック及びパイオニアの担当者を講師として招聘し研修を行った。ここでは、後者の研修会について述べていきたい。

研修会は、本学図書館4階先進ラボ教室で行い、教育方法論（経済3年23名）の講義の中で電子黒板及びタブレット端末を活用についてレクチャー頂いた。

研修会の内容は、①ICT機器を使用したアクティブ・ラーニングについて、②学校現場（主に小学校）における取組の紹介（一部ビデオ学習）、③xSync 活用による電子黒板とタブレット端末を連動させた実践（文書、画像転送機能、電子黒板の提示機能、転送時の画面ロック機能等の紹介）であった。研修会には、今後の研究授業の参考となるよう、金子も参観し、使用方法の確認も行った。

研修会の中で、講師が特に強調して述べていたのはタブレット端末や電子黒板等のICT機器を使いこなすにはスキルが必要になるが、機器はあくまで「道具」であり、機器の使用のための授業であってはいけないということである。この点は、今後ICT機器を使用した授業を行っていく上で非常に重要なポイントといえる。

研修会についての学生の反応は全体的に高評価であった。講義を受けた学生の感想として「タブレット端末を使った講義は新鮮で便利になったと思いました。講義形式の合間に使うと気分転換にもなると思います。すいすい使えるよう使い方をマスターしたいです。タブレットならみんなの考えを共有できるので意見を提出させたり世界の場所などわからない地名や建物を調べて画像を見せるなどすると有効ではないか。」、「今まで受けてきた授業で電子黒板やタブレットを扱ったことがなく、とても興味深かった」「地理の授業などで色々なことを調べたり、資料を見せることができるので学校にあるならば積極的に使っていきたい」「授業では、白地図を画像転送しグループワークするとアクティブ・ラーニングに近い主体的な学習ができるのではないだろうか」等、自身が教員として授業を行うことを想定した意見が見られた。その他、「面白かった」、「様々な機能があり興味深かった」との意見が多く見られた。一方で、「自分は、こうした機器の扱いが苦手でこれらの機材を使いこなせるか不安である」「生徒が暴走しそうで怖い」など、不安の声も見られた。

研修後の講義で、「ICT機器を自分の教科その他教育活動で活用する場合どのような取組が考えられるか」という内容についてディスカッションを行った。

¹ 本取組に関しては、三原徹治・日高和美・白石忍（2016）「レクチャー「ICTと反転授業」受講者へのアンケート調査」九州共立大学情報処理センタージャーナル第12号（投稿中）においてまとめている。

ディスカッションの中では教科に留まらず学級活動や総合的な学習の時間等における活用案を出す学生も見られた。

本年度、経済学部の実践においては、講師の招聘が可能であったため、教員が共に学びながら授業方法の検討などを行うことができた。また、クラスサイズとしても一人に対して一台のタブレット端末使用が可能であり、指示も行き渡りやすく適切であったといえる。

来年度の実践に向けての課題としては、教員単独で実施するためのスキル向上とともに、中学校、高校における実践の情報収集と先進ラボ教室を使う際に扱う授業内容の検討が必須であると考えている。

(日高和美・金子研太)

III. スポーツ学部における授業実践に関する取組

1. 「情報機器の活用」の授業の目的・概要

本授業の目的は、ICT機器を使用するメリット、デメリットを理解した上で、ICT機器を利活用する方法を具体的に構想する力を付けることを目的としている。適宜講義形式も取り入れるが、基本的な方向性として、アクティブ・ラーニングの視点から学生が教員になったことを想定し、主体的に目的を理解、達成できるよう努めることとした。

授業時数は、15コマの内3コマを使用し、3コマ目を研究授業として設定した。

講義のタイトルは「情報機器の活用」とした。授業は全て金子が行い、日高が観察及び補助役として適宜学生の活動のフォローにあたった。第3回については参観者として畑中及び関係者1名に入ってもらい、記録及び感想を提出してもらった。

なお、本科目はスポーツ学部3年後期に開講している。履修人数は3限受講生63名、4限受講生60名であり、全員先進ラボ教室を使用するのは初めての学生である。

学生の情報機器の活用に関する認識に関しては第一回授業冒頭及び第三回授業終了時にアンケートを配布しその数値を比較することとした。

【第5回 情報機器の活用①（実施日11月2日）】

第5回の講義においては、いきなり講義形式から入るのではなく、ワークシートを活用し、学生自身が自分が今まで受けてきた教育活動と関連させながら「思考」する活動（5分程度）から始めた。その上でビデオ教材を使い、先進的な取組を見せ電子黒板とタブレ

ット端末を使用した授業を具体的に提示している。

その後、タブレット端末の電源を入れ、操作の説明に入っている。

当日の扱った内容は、広告にキャッチコピーをつけるワーク、隣の人の紹介するシートの作成であった。使用した機能は①電子黒板とタブレット端末のリンク、②電子黒板からタブレット端末への教材の配信、③テキスト及びタッチパッド機能を使い教材を変更（作業）、④変更した教材を電子黒板に送信、⑤写真等の送信である。

電子黒板の処理が追いつかず、時間配分が当初の計画通り行かなかった点はあったものの、内容としては計画通り展開できた。だが、タブレット端末の使用に慣れている学生、慣れていない学生もいるため個人差が生じたこと、中には指示外の機能を使う学生もおりふざけた活動を行う学生がでていたなどの課題も見られた。

授業後の学生の感想（抜粋）には以下のようなものが見られた。

- ・タブレットを使つての授業、とても楽しかったです。授業意欲も上がると思うのでとてもいい教材だと思います。
- ・とても楽しかったが、自分が授業をする側として考えてみると少し難しいなと思いました。また、今日みたいに重くなって授業が進まなくなると、授業にならなくなるので、私はやっていく自信はありません。
- ・本時の授業では実際にICTを使用した授業でしたが、確かに便利になり、効率よくなるかもしれないが、今回の授業のようにふざける人が多ければ授業がダメになってくると思うので、あまりしないほうが良いと思います。
- ・普段、情報の時間でしか情報機器を使う機会がないのでICTを活用した授業にとっても興味を持ちました。先生方が使って授業をしているのは体験したことがありますが、自分たち自身が使って何かをしたことはないで、全く想像できません。
- ・ICTを使ってみて、とても便利だと思いました。でも、いたずらや授業を妨害することもできるので、使い方によっては、よくないこともあります。教師が使い方についてしっかり指示する必要はあると思います。
- ・使用するまではとても便利でサクサクと良い情報の共有ができるのではないかと期待していたが、思っていた以上に機能が重くて、自分が作ったものが全く前の画面に出て来ず、通信状況の良い数名のものばかりが出てきていたので、中学生相手だとやる気がなくなってしまうのではないかと考えた。
- ・こういった機器に強い人はどんどん先に行ってしまう、ついて行けること行けないこの差が激しくなるのではないかな。またペイントでの文字を書くのは非常に難しい。今日の授業のように悪ふざけを行ってしまう生徒がいる。そこをどう統制していくかが重要なカギになると思われる

これらの感想は、学生らにより共有できるよう、次

時の補助プリントに掲載し、必要に応じて授業者が取り上げている。

【第6回 情報機器の活用②（実施日11月9日）】

第6回の講義においては、冒頭で振り返りをおこなって上記においても紹介した感想等を共有し、学生自身が教師として授業を行う際気をつけておかなければならない課題や授業を行っていくために必要なスキルについて確認を行った。この他、前時においてふざけていた学生に対しては、教員に対してふさわしくない行動を慎むよう注意するとともに、①現在は試行的に全ての機能を使用できるようにしているが、ふざけたり、誤った使用法などを行うと今後学生が自由に扱える機会が減る可能性があること、②今後希望する学生が教室の機材を扱えるようにする議論が止まってしまうという点についてもふれ厳重に注意を行っていた。

その後、あくまで情報機器は授業を展開するために補助する「道具」であることを確認するためのワークや講話を行い、学校現場、特に教科指導でどんな役割を果たす道具としてタブレット端末や電子黒板が使われているかをビデオ教材の視聴を通して学んだ。

また、補助プリントやパワーポイントで教材提示しながら、「情報機器」といっても様々なタイプがあるということ、タブレット端末、学習支援ソフトについても様々なタイプがありそれぞれにメリットデメリットがあることを伝えている。さらに、教員としてはどのタイプの機器、ソフトがあったとしても利活用する能力が求められることも強調して伝えた。

主体性を活かしたアクティブ・ラーニングを行う場合でも、基本的な知識やスキルを身に付けておかなければ内容を深めることはできない。第6回の講義形式で扱っていた内容は、今後ICT機器を使った教育活動を行う際教員としては核となる部分になる内容である。

これらの内容を押さえた上で、グループ分けを行い、「保健体育の授業で、どんな実践ができるだろうか？ 単元、開講場所、使用機材や機能を考えてみよう。」という課題を提示し、プレゼンテーション資料を作成することを課題とした。前回使用台数が多いと別機能で遊ぶ学生も見られたため、使用台数を1グループに1台とした。これにより前回のような学生は見られなかったが、グループ活動がしにくいという意見も見られたため、改善すべく検討を行った。

当該授業については、講義が中心であり前回の授業と比べ機器を扱う時間が短かったため、受け身に終始してしまい主体性に欠ける学生も見られたが、感想を

見ると授業の意図を理解している学生も多く見られた。講義で扱った内容はICT機器の活用に限らず重要な内容であるので、講義を通して繰り返し指導する必要性を感じた。

下記の感想にもあるように、講義を通して保健体育の教員としてどの分野で機器の活用が効果的か考えていたり、危機管理として生徒による破損、故障等を想定する感想も見られた。

11月9日の受講生の感想（抜粋）

- ・実際に使っている生徒のムービーを見て、とても楽しそうに学習しているなと思った。耳からだけでなく、目からの情報というのはとても効果的だと思った。
- ・これまで、情報機器を使った授業法をいまいちわかっていなくて、正直使いづらいしあまり良くないと思っていましたが、今回の授業で少し良いなと思いました。
- ・タブレットなどの機材を使うのは、生徒も楽しいし、良いと思います。しかし、生徒のほうが電子機材に慣れていき、先生が苦勞することも多いのではないかと感じました。また、壊してしまったりする可能性も十分にあるのではないかと思います。
- ・タブレットを使うことで、保健の授業はやりやすくなると思うが、手本などは上手な人を使えば動画再生なども必要ないと思うので、使う場面は考えて使用していくべきだと思う。
- ・(タブレット) 1台でやると、やる人とやらない人で分かれている。(1グループが) 5人とかだと、全員が見ることができない。
- ・タブレットを使つての授業は目が悪くなったりするのであまりいいとは感じない。また、ペンなどで入力するときに、画面に少しずれがあるので思ったところに書けないようになっていたりするので、イライラすることがあった。

【第7回 情報機器の活用（実施日11月23日）】

第7回の講義においては、前回出された課題をグループで検討し、プレゼンテーションを行うという計画であった。前回の改善点を受け、予備、情報収集用として一班に2台までタブレット端末の使用を許可した。

発表内容を組み立てる際、また発表を見る際に、ただ見るだけでなく視点を持って評価するようワークシートを作成・使用した。

この他、教員が側にいなくても使用方法が確認できるよう補助プリントに写真付きで使用できる機能と使用方法の順序を付すなど、教材の工夫も行った。

グループによる話し合いはに若干のばらつきは見られるが、全体としてはグループワークに主体的に参加し、作成している資料にも工夫が見られた。

発表を見る観点

①テーマや画面の設定は魅力的か(必然性を感じたり、受けてみたいという思いを引き起こすか)
 ②ICT活用の方法と内容は適切か(より効果が高まる使用方法をしているか)
 ③わかりやすいプレゼンが心がけられているか(態度、話すスピード、小道具など)

班の番号	①テーマ設定	②ICT活用	③発表の工夫	合計
①				
一言メモ:				
②				
一言メモ:				
③				
一言メモ:				
④				
一言メモ:				
⑤				
一言メモ:				
⑥				
一言メモ:				

※自分たちの班は飛ばして書きます。班の番号欄に1班〜7班まで記載してください。
 ※各観点は5点満点で採点し、合計点を出してください。

全体を通しての学生の感想(抜粋)は以下の通りである。

- ・ICT機能を使うことは、動画や投票など普通の授業では取り入れにくいものがあり、良い授業になったと思った。
- ・タブレットを有効に使えばいい授業になったと思った。実際に発表した内容の授業が出来ればいいものになると思った。
- ・実際に教育現場でタブレットなどのICTを活用している学校での反応がどんな感じなのかを知りたいと思います。
- ・扱い方をしっかり練習していないとトラブルが起きた場合に対処が大変難しいので操作練習する必要があると思いました。
- ・他の班の意見を聞いて、自分が思っていたよりもたくさん使い方があるということを知り、本当の授業でタブレットを使ってみたいと思えるようになりました。
- ・私はやはりタブレットでの授業はやりにくいと考えます。自分の言葉で伝える、または聞くということが減りそうな気がするからです。
- ・電波環境で多少の誤差があるので、そこは注意していきたい。もう少し少数でやるべきかもしれない(20名くらい)。
- ・実技になると運動量の問題もあり、そこら辺は工夫していかなければならないと感じた。
- ・今回、グループでやったが、2台持っていることで、別で調べると言いながら調べていたが話し合いに参加しないという事態が起きていた。
- ・今日も少しあったが、やはり機械のトラブルがあると50分の授業であればすべてが流れてしまう可能性や授業の流れが止まってしまう恐れがあると感じました。
- ・まだ使い方に慣れていなくて、少してこずりました。使い方が分かればもっと便利になると思います。機械が苦手な人には苦痛になるかなと思います。

学生の感想から、3回という限られた時間ではあるが実際に電子黒板、タブレット端末を扱った授業を行ったことで、教員として授業を行う場合の効果や起こりうるトラブルを想定することができるようになったことが伺える。また、体育分野で使用する場合の時間配分等について想定している意見もあった。

(日高和美・金子研太)

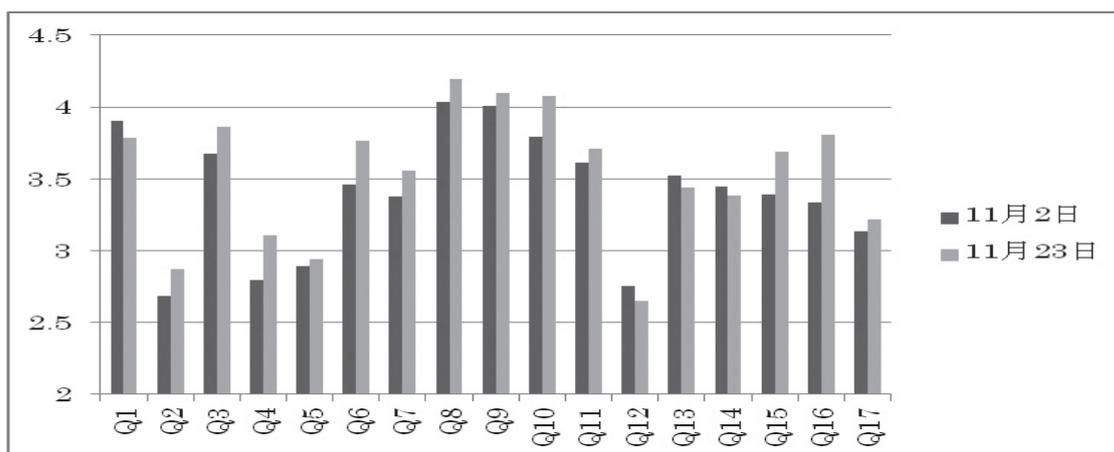
2. 学生の変化

ここでは、第一回の講義の冒頭及び第三回の授業の終末に行った情報機器の活用に関するアンケート結果を比較することを通して講義前後の学生の変化を見ていきたい。

授業前後のアンケートの質問項目は、櫻井ら(2011)の先行研究をもとに、授業で扱う内容等を考慮し金子が作成した。

【質問項目】

- Q1 ICT機器のトラブルに対処することは、私にとって大変難しいことだ
- Q2 私はICT機器を使いこなせる自信がある
- Q3 ICT機器の操作は、難しいと思う
- Q4 ICT機器を使って授業をするとき、誤って機器を壊しそうな気がする。
- Q5 ICT活用授業とか教育の情報化とかいった言葉を聞くと、億劫になる。
- Q6 コンピューターで動くデジタル教科書や教材に関心がある。
- Q7 ICT機器を取り入れた授業をしてみたい(している)
- Q8 ICT機器は、今までできなかった授業を実現できる可能性がある。
- Q9 ICT機器を使うことで、より児童生徒の意欲を高める授業ができると思う。
- Q10 ICT機器を使って授業をすることは、刺激的だ。
- Q11 ICT機器は、教師の弱点を補ってくれる。
- Q12 ICT機器は、教育をあげないものにする。
- Q13 ICT機器を使うことのインパクトは、最初のうちだけだと思う。
- Q14 ICT機器は、児童生徒との直接的触れ合いを奪ってしまうだろう。
- Q15 ICT機器の利用は、児童生徒の興味を授業のねらいとは別の方向にそらす恐れがある。
- Q16 ICT機器を使うと、児童生徒の予期しない反応で授業に支障が出るのではと思う。



Q17 授業では、ICT 機器を使わない方が無難だと思う。

タブレット授業初回 (11/2) のアンケートよりも、タブレットを使用して3回目の授業 (11/23) のほうが、「ICT を使いこなせる自信がある」(Q2)、「今までできなかった授業を実現できる可能性がある」(Q8) や「ICT 機器を使って授業をすることは、刺激的だ」(Q10) といった項目が伸びている。ただし、「興味を別の方向にそらす」(Q15)、「予期しない反応で授業に支障が出る」(Q16) の項目も同様に伸びている。

この点は、当該授業の反省点でもあるが、学校現場においても十分に起こりうる事態であり、こうした状況になったときに教員としてどのように対応すべきかという自身の課題に置き換えて捉えるよう指導する必要がある。

全体的にICT機器の活用について受講以前よりも若干ではあるがポジティブな傾向に転じたことを読み取ることができる。

また、これらの他に、次年度以降の授業の改善のために必要な機能等についても尋ねた結果、今後あったほうが良い機能として、タッチペン、投票機能、グループ間でのタブレットの連携機能、画面ロック機能のニーズが高かった。授業で使ってみたい機能としては、投票機能、タイマー機能で受講時間間の回答機能に違いがみられた。

(金子研太・日高和美)

3. 参観者からの意見・感想

参観者からの意見は、以下の通りである。

[グループワークについて]

- ・グループ1の学生(女性)が「タブレットが見えないから何も(コメントを)言いようがない」と発言。

今回のような授業内容では、大人数は困難かもしれない。またグループメンバーの構成次第では、活動に入れない学生が出てくるかもしれない。

- ・1グループあたりの人数が6～10人くらいだと、調べる人、入力する人合わせても、何もしていない人というのが出てくる。画面作成の時間になると、余計に手持ち無沙汰の学生が増えてしまっている。全員参加するとしたら、単純に1グループの人数を減らす。6人くらいが理想でしょうか。もしくは、人数が多いときは、1グループにスクリーンを1台用意し、タブレットでやっていることや、検索している内容が映し出されると、全員が何をしているか見ることができるかと。3限目7班は、椅子を移動させてタブレットを全員が覗き込むように見ていた。
- ・学生の会話の中で「ありきたりやない？」など、独自性を出そうとする声が開かれ、ICT機材使用に関して工夫する様子が見られた。
- ・(学生が)検索しているものは、実際の学校での使用事例が多かった。

[発表について]

- ・現在の発表形式だとPPTのスライドを1枚作るのとあまり変わらないように見える。プレゼンの時間をしっかりとれるのであれば、タブレットの特性を活かす機能を使用することもありかなと。例えば、動画・写真をはめる、電子黒板上で書き込みながら説明するなど。
- ・3限2班の発表内容が印象的。ICT機器の、とくに欠点のほうにも焦点を強く当てていたように見えた。考えを深めるにあたっては重要な視点だと思う。
- ・電子黒板に表示されている文字が小さい班が複数あり、発表内容が見づらかった。例えば、発表内容が各グループの手元のタブレットにも配信されるなどすると、見にくいこともなさそう。

- ・どの班の発表が良かったかを選ぶときは学生の表情もよく、活発に意見を出せていた。発表のつど各グループで話し合って点数を投票する（タブレットを使って）という形式でもよさそう。個人では点数をつけているので、その理由や発表内容の長所・短所などを話し合わせるとより深まるのではないかと。

[機材・環境面]

- ・電子黒板が固まってしまったときに、もうひとつの電子黒板につなぎなおすという対処がすぐにできるといのが、設備面での利点だと思った。
- ・データ配信の不具合に関して：データ保存には適すると思うが、授業の流れに影響するので、USB等での保存・返却の方がスムーズかと思った。

[その他]

- ・グラウンドでタブレットを使用するという発表も多かったが、ネット環境は整っているのか、砂埃や雨などにより機器が壊れたりしないのか疑問。
- ・タブレットを「使うこと」が前提になっているので、タブレット使用に対して学生が切実感を持っていないように感じた。例えばグループ1・4・7の発表内容は、既存の教材（ビデオ映像等）でも代替可能で、必ずしもタブレットでなくてもいい内容だった。「なぜタブレットを使うのか」を追求する必要があると思った。
- ・現在はアプリが入っていないため不可能かもしれないが、最後の投票をタブレットを使って行うなど、金子先生の実演がほしいと思った。そうした実演があれば、学生にとっての「タブレット授業の可能性」が広がると思った。

参観者の意見・感想は全て参考になるものである。授業者及び補助者とは異なる視点、視野で講義を見て頂くことで、気づかなかった学生の様子なども知ることができた。頂いた意見を踏まえて今後の授業展開に活かしていきたい。

(畑中大路・日高和美)

IV. 成果と課題

本年度は、先進ラボ教室が整備されたことを受け、初めて電子黒板とタブレット端末を使用した講義を行った。また、教員養成政策の動向を踏まえ、教職課程科目であることを意識し「ICT機器の活用方法」だけでなく、「ICT機器を活用した授業方法の構想」を主眼におき、アクティブ・ラーニングの視点から講義に

取り組んだ。

実際に電子黒板やタブレット端末を学生自身が扱い、その使用方法や効果を実感することを通してICT機器使用のメリット、デメリットや使用する際の注意点、教員として今後培っていかねばならないスキルを把握できたことは本講義の成果といえる。

ICT機器を使ったアクティブ・ラーニングについては、ビデオ学習や学生自身が主体となって行う課題を取り入れたことでアクティブ・ラーニングの考え方や方法例は把握できたのではないかと考えている。今回受講した学生の多くは、学校現場でタブレット端末や電子黒板を使用した授業を経験していない。つまり、学生にとっては金子の講義を一つのモデルケースとして示せたのではないかと考える。

さらに、関係者による意見・感想を頂く研究授業を行ったことで、次年度以降の講義について気をつけるべきポイントを把握できた。具体的に述べれば、「なぜその（タブレット、電子黒板）機器を使用するのか」という点の追求や、機器を使う際のグループの規模、機器の活用方法についてなどである。これらの点は科目担当者間で再度検討を行いよりよい講義を行ってきたい。

また、講義を進める上で困難になる点について把握できたことも大きい。例えば、現在のソフトでは学生が使用するタブレット端末のロック機能がなく、学生がいつでもタブレット端末を操作することが可能なため指示が行き届かない場合がある点である。今後のことを考えればソフトの交換等が望ましいが、それが難しい場合はその困難を想定した授業展開を行っていかねばならない。この他、この内容の講義を行う際のクラスの適正規模についても今後検討する必要がある。教室のキャパシティについては現在の人数でも問題はないが、学校現場におけるクラスサイズ（40人程度）で行うことで、現場を想定した模擬実践などが可能になり、より効果的になるのではないだろうか。

今後こうした科目の見直しを行い、時代に対応した教員養成に取り組んで行きたい。

(日高和美・金子研太・楊川)

V. 引用文献

櫻井 みや子, 和田 裕一, 関本 英太郎「小学校教員のICT活用に対する態度と活用実態」『コンピュータ&エデュケーション』31巻, pp.82-87, 2011年

VI. 謝辞

11月23日の研究授業の際に参観頂いた畑中綾佳氏には、本研究を進める上で参考になる非常に貴重な意見を頂きました。心よりお礼を申し上げます。

[資料紹介]

小真木鉱山会社の定款について

岡田 有功*

The Statutes of Komaki Mining Company

Yuko OKADA*

Abstract

This paper introduces the statutes of Komaki Mining Company established in 1887. The company exhibited the limited liability which was important to a company. And it may be considered the mining company which adopted a depreciation system at the earliest time.

KEY WORDS : limited liability, depreciation system

1 解題

1886（明治19）年から始まった第一次企業勃興は、日本の産業革命あるいは工業化の開始期と位置づけられており、その中心であった鉄道業・紡績業そして鉱業に関する研究が蓄積されてきた¹⁾。しかしながら鉱業については、財閥系の有力鉱山を中心に研究が進められたため、非財閥系の会社組織による鉱山事業はほとんど明らかとなっていない。こうした研究史の状況をふまえ、筆者は以前に当該期における鉱業会社の実像に迫るべく花岡鉱業会社の定款を紹介したことがあるが²⁾、ここでは同社とほぼ同時期に設立された小真木鉱山会社の定款を採りあげる。

鉱山開発を目的とする小真木鉱山会社³⁾は1887（明治20）年10月に設立を許可され、本社を東京に置いて開業することになった。翌88年1月、鉱山の借区人および会社総理（社長）が、会社設立に関する届出書を創立証書・定款とともに秋田県知事に提出した。この書類は、秋田県公文書館所蔵の「秋田県庁文書群」のなかにある『明治二十一年自一月至二月 第一部勸業課事務簿 鉱山之部 一番』に収められていた。全32頁の「有限責任 小真木鉱山会社創立規約並定款」は、東京府知事宛の「会社創立御願」「有限責任 小真木鉱山会社創立規約書」および「有限責任 小真木鉱山会社定款」からなっている。

同社の定款は8章から構成され、第1章「総則」（第1～7条）、第2章「資本金ノ事」（第8～10条）、第3章「資金証券ノ事」（第11～14条）、第4章「役員選挙及権限ノ事」（第15～17条）、第5章「総会ノ事」（第18～22条）、第6章「営業一般事務ノ事」（第23～30条）、第7章「利益金分配ノ事」（第31・32条）、第8章「定款更正増補ノ事」（第33条）となっている。まず第1条において、社名に有限責任を掲げたのち、第6条で有限責任について明示している。これは、株式会社の重要な要件である有限責任を周知させることに気を配ったものといえよう。本社は東京・日本橋区に置かれ、鉱業事務所は各鉱山に都合のよい場所に設置するとしている（第2条）。

第20条には、総会での議決権が出資金100円ごとに1議決権であると定められている。資本金20万円（第8条）のうち、半額にあたる10万円を「総理」の杉本正徳が出資しており、当然、議決権は1,000と最も多かった。定期総会および臨時総会において、同数で意見が割れた際、「会長」たる「総理」が裁決するものと規定している（第18～20条）。つまり、「総理」

の権限は大きかったということができよう。役員の職務権限を定めた第17条をみると、「総理」は処務規定に当たる「申合規則」を制定・施行できることになっている。この「申合規則」も現存する⁴⁾。

主要業務について記した第27条は、金銀銅鉱などの開坑・採鉱事業のほか鉱石の売買あるいは委託製錬をあげている。続く第28条によると、産出された鉱産物は東京事務所に輸送して販売されることになっており、正貨鑄造に供するため「信任スヘキ銀行」に託すこともあるとしている。鉱産物の販売の際に、銀行を念頭においていたことは注目されよう。いまのところ、実際に銀行を経由していたかどうかは不明だが、小真木の金銀地金は大蔵省造幣局の東京出張所、そして大阪にある同局の精製分析所に送られていた⁵⁾。

また第31条では、経営状況によって増減することはあるものの利益金の40%を「所有物消却金」として、25%を「開坑準備金」として積み立てることを定めていた。利益処分である「所有物消却金」は減価償却を意味しており、1876（明治9）年の国立銀行条例改正以降、各国立銀行に導入され、私立銀行・横浜正金銀行・日本銀行などのほか、工業会社にも普及した制度であった⁶⁾。国立銀行などの金融機関で導入された減価償却は、小真木鉱山会社においても用いられていたのである。管見のかぎりであるが、小真木は最も早い時期に減価償却制度を採用した鉱業会社とみなすことができよう⁷⁾。ちなみに、以前に紹介した花岡鉱業会社の場合、減価償却に関する規定は見当たらない。

以下、定款を掲載するにあたっては、原本の縦書きを横書きとし、適宜、読点を打った。原則として常用漢字を用い、一部にルビをふった。また、助詞として使用されているつくり字は改めた。

2 資料

有限責任 小真木鉱山会社定款

大日本政府ノ允許ヲ得テ国内各地ノ鉱業ヲ経営スルニ付明治六年七月二十日日本政府ニ於テ制定セラレタル日本坑法ヲ遵守シ当会社ヲ創立スル為メ資金主等協議ノ上決定スル所ノ条々左ノ如シ

第一章 総則

第一条 当会社ノ名称ハ有限責任 小真木鉱山会社ト称スヘシ

第二条 当会社ノ本社ハ東京府下日本橋区本町二丁目十五番地ニ設ケ鉱業事務所ハ各鉱山便宜ノ地ニ於テ之ヲ設置スヘシ

但營業ノ都合ニ依リ隨時各地ニ出張所ヲ設ルコトアルヘシ

第三条 当会社ノ營業ハ広ク各地ノ鉱山ニ於テ主トシテ金銀銅鉛鉱ヲ開採スルヲ以テ目的トス

第四条 当会社現今ノ所有鉱山ハ秋田県下陸中国鹿角郡瀬田石村小真木鉱山， 同国同郡同村館石鉱山， 同国同郡同村白根鉱山， 同県羽後国仙北郡下檜木内村明通鉱山， 青森県下陸奥国南津軽郡碓ヶ関村湯之沢鉱山ノ五ヶ山トス

第五条 小真木， 館石， 白根， 明通， 湯之沢ノ五鉱山坑区券ノ記名ハ当会社総理人ノ名義ヲ用ルト雖トモ其所有權ハ会社全体ニ歸スルコト勿論ナリ故ニ総理人ノ更迭アルモ其都度書替ヲ要セサルヘシ

第六条 当会社ハ有限責任トス故ニ資金主ノ權義ハ会社ノ資産ニ止マルモノトス

第七条 当会社ノ營業年限ハ滿十五ヶ年トス但滿期ニ至リ尚繼續ヲ望ムトキハ資金主衆議ノ上之ヲ定ムヘシ

第二章 資本金ノ事

第八条 当会社ノ資本金ハ二十万円トス但營業ノ都合ニ依リ此資本金ノ増減ヲ要スルトキハ資金主協議ノ上之ヲ決定スヘシ

第九条 資本金ノ払込金額及期限ハ会社ノ都合ヲ以テ之ヲ定メ少クモ一ヶ月以前ニ之ヲ報告スヘシ

第十条 資本金払込ノ期日ニ其払込ヲ怠ル者ハ其怠リタル日数ヲ金員ニ応シ制限ノ利子ヲ払ハシムヘシ若シ払込ノ期日ヨリ滿三ヶ月ヲ経ルト雖トモ入金セサル者ハ自ラ資金主ノ權利ヲ放棄シタル者ト見做シ先キノ払込金ヲ没収シ除名スヘシ

第三章 資金証券ノ事

第十一条 当会社ノ資金主タル者ハ其引受タル資金高二対シ受領ノ証券ヲ受クルノ権利アルヘシ其雛形ハ左ノ如シ

但資金証券ノ種類ハ千円五百円百円ノ三種トス

第十二条 当会社ノ資金証券ハ総理理事ノ承認ヲ受ケ当会社ノ簿冊ニ引合セタル上ニテ之ヲ資金主中へ譲与スルコトヲ得ヘシ尤モ其証券ノ書換ヲ為サハル間ハ当会社ヨリ配当スヘキ利益金

第何番	資金証券
一 金	何円也 何某殿
右者当会社ノ定款ヲ確守シ資本金二十万円ノ内へ前書ノ金額差加相成正ニ領収致候依テ当会社ノ資金主タルコト相違無キ証拠トシテ此資金証券ヲ附与致候也	
有限責任 小真木鉱山会社	
明治 年 月 日	総理 何某 印
	理事 何某 印
	同 何某 印
有 限 責 任	
小真木鉱山会社印章	

ハ其証券ノ名前入へ渡スヘシ

第十三条 当会社ハ每半季決算ノ前後日数三十日以内証券ノ書換ヲ停止スヘシ

第十四条 当会社ノ資金払込領収証書又ハ資金証券ヲ毀損汚穢シ又姓名ヲ改メタルトキハ書換又ハ更正ヲ請求スヘシ若シ亡失シタルトキハ二名以上ノ証人ヲ立テ書面ヲ以テ其事由ヲ証明シ代券ヲ請求スヘシ

但亡失シタルモノアルトキハ新聞紙ヲ以テ其無効ニ歸シタル旨ヲ広告シ然ル上代券ヲ渡スヘシ

第四章 役員選挙及権限ノ事

第十五条 当会社資金主ノ内ヨリ投票ヲ以テ総理一名理事二名ヲ選挙スヘシ

第十六条 当会社ハ総理及ヒ理事ノ任期ヲ二ヶ年トス但滿期再選ノ節ハ重任スルヲ得ヘシ

第十七条 当会社役員ノ職務権限ヲ分ツコト左ノ如シ

一 総理 一人

会社全体ニ係ル事務ヲ総轄シ事務長以下諸役員ヲ選任黜陟シ処務ニ必要ナル申合規則ヲ制定施行シ及總會ノ会長トナリ資金主ヲ招集スルノ權ヲ有ス

一 理事 二人

常ニ総理ノ協議ニ与リ総理事務アルトキハ其事務ヲ代理ス

一 事務長 定員ナシ

事ヲ総理ニ受ケ支配人以下ヲ指揮監督シ事務ヲ担理ス

一 支配人 定員ナシ

命ヲ事務長ニ受ケ各課ノ事務ヲ担任シ所属員ヲ指揮シ事務長ニ對シテ其責ニ任ス

- 一 手代 定員ナシ
各課ニ^{えい}願属シテ事務ヲ分掌ス
- 一 備 定員ナシ
支配人ノ指揮ニ従ヒ雑務ニ従事ス
- 一 技長 一人
事ヲ総理ニ受ケ技手以下ヲ指揮監督シ常ニ
事務長ト協議シテ事務ヲ担理ス
- 一 技手 定員ナシ
技長ノ指揮ヲ受ケ所属員ヲ指揮シ技長ニ対
シテ其責ニ任ス
- 一 備 定員ナシ
技手ニ願属シテ事務ニ従事ス

第五章 総会ノ事

第十八条 当会社ハ毎年六月十二月ノ両度定期総会ヲ開キ総理其会長トナリ鉱業ノ景況及ヒ實際施行シタル事務ノ顛末損益勘定ヲ報告シ利益配当ヲ行ヒ兼テ会社全体ニ関スル諸件ヲ會議ニ附スヘシ

但右総会ニ於テ決議ノ件々及報告ノ要領ハ之ヲ報告書ニ製シ資金主一同ハ頒布スヘシ

第十九条 当会社ニ於テ臨時急施ヲ要スル事件即チ左ノ如キ場合其他総理理事ニ於テ開会必要ト思考スルニ於テハ何時ニテモ臨時総会ヲ開クコトヲ得ヘシ

- 一 鉱業上ノ損失資本金額十分ノ五以上ニ及ヒタル時
- 一 当会社ノ解散セサルヲ得サル時
- 一 鉱山ノ全部又ハ一部ヲ売買譲与セントスル時
- 一 資本金ノ増減ヲ要スル時
- 一 定款ノ条件ヲ更正セントスル時
- 一 総理及理事中二名以上任期内ニ退職シ補欠選挙ヲ要スル時
- 一 資金主中資本金高ノ半数以上ノ資金主同意ヲ以テ臨時総会ノ請求ヲ為シタル時
但右請求書ニハ其総会ヲ要スル事件目的ヲ記載シ之ヲ事務所ニ^(ママ)指出スヘシ

第二十条 凡ソ総会ノ議事ハ説ノ多数ニ依テ決ス若シ可否ノ数相半スルトキハ会長之ヲ裁決スヘシ但資金主ハ資金額百円毎ニ一議權ヲ有スルモノトス

第二十一条 総会ハ資金主中資本金高半数以上ノ資金主出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス若シ事故アリテ自ラ出席スル能ハサル者ハ

他ノ資金主ニ発言投票ノ權ヲ委任ス(ル)ヲ得ルモノトス

但其委任状ヲ会場ヘ差出スヘシ

第二十二条 当会社ノ役員タルモノハ他人ノ代人トナリテ議場ニ於テ発言投票スルコトヲ得ス

第六章 営業一般事務ノ事

第二十三条 当会社ノ本社ニ於テ取扱フ営業時間ハ毎日午前九時ヨリ午後四時迄トス

但時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第二十四条 休日ハ毎日曜日及定式ノ祝日大祭日ニ限ルヘシ

第二十五条 鉱業事務所ニ於テ取扱時間及休日ハ第二十三条第二十四条ノ例ニ依ラス別ニ定ムル規則ニ従フモノトス

第二十六条 当会社ニ於テ用ル所ノ印章ハ即チ左ノ如シ

但シ総理理事ノ評議ヲ以テ之ヲ決定スルモノトス

～ (印章略) ～

第二十七条 当会社ノ業務ハ各地ノ所有鉱山ニ於テ金銀銅鉛鋳ヲ開採スルヲ以テ本務トシ石炭硫黄其他ノ鉱物ハ当分ノ間之ヲ省キ追テ衆議ノ上之ヲ開採スルモノトス

但金銀銅鉛鋳ヲ売買シ或ハ之カ製煉ヲ依頼スル者アルトキハ引受製煉セシムルコトアルヘシ

第二十八条 各地所有鉱山ノ出産物ハ都テ東京事務所ヘ輸送シ之ヲ売捌クヘシ

但時宜ニ依リ信任スヘキ銀行ヘ托シ正貨鑄造ノ事ヲ取扱ハシムルコトアルヘシ

第二十九条 当会社ニ用フル金銭及ヒ物品出納ノ帳簿ハ之ヲ一定シ其簿記ハ單記法ヲ用ヒ資金主ノ請求アルニ於テハ何時ニテモ営業時間中ハ其閱覽ニ供スヘシ

第三十条 当会社ノ社印ハ会社全体ニ関シタル証書約定書及ヒ重要ノ文書ニハ必ス之ヲ押捺スヘシ

第七章 利益金分配ノ事

第三十一条 当会社ノ総勘定ハ毎年両度五月十一月決算ヲ為シ其総収入金ノ内ヨリ開坑製煉建築起業費其他一切ノ経費ヲ引去リ其残高ヲ利益金ト為シ其内ヨリ役員賞与金所有物消却金開坑準備金等ヲ引去リ其残高ヲ以テ純益金ト為シ尚其内ヨリ積立金ヲ引去リ残高ヲ

資金主配当金ト定メ其配当割合ノ標準ヲ示スコト即チ左ノ如シ

利益金高百分ノ二 役員賞与金
是ハ総理理事ノ評議ヲ以テ役員一体ヘ適宜配当スヘシ

同 百分ノ四十 所有物消却金
是ハ営業用ノ地所家屋器械什器等ノ消却ニ充ツヘシ尤此割合ハ毎季実際費用ノ多寡ニ応シ自ラ増減アルモノトス

同 百分ノ二十五 開坑準備金
是ハ諸鉱山開坑試掘費トシテ備ヘ置クモノナリ尤此割合ハ毎季実際費用ノ高ニ応シ自ラ増減アルモノトス

総益金高百分ノ二十 積立金
是ハ非常ノ準備ニ付安全ナル方法ヲ以テ貯蓄スヘシ

差引残高 資金主配当金
是ハ各自ノ資金高ニ応シ配当スルモノトス

右決算中百分ノ幾何ト定ムルヨリ生スル所ノ端数十円未満ノ高ハ之ヲ切捨ヘシ

第三十二条 当会社若シ非常ノ損失アリテ資本金ニ不足ヲ生スルトキハ積立金ヲ以テ之ヲ補填シ尚足ラサルトキハ向後得ル所ノ利益金ヲ以テ悉皆之ヲ補充シルマテハ一切配当ヲ止ムルコトアルヘシ

第八章 定款更正増補ノ事

第三十三条 此定款ノ更正加除ヲ要スルトキハ資金主一同ノ衆議ヲ以テ決定シ府庁ヘ出願スヘシ
右之条々資金主ノ衆議ヲ以テ相定メタル其証拠トシテ各自記名調印スルモノナリ

資金主

明治二十年九月 杉本 正徳 印
中村 道太 印
倉田 民次郎
代理 中村 道太 印
鈴木 駅次 印
辻 金五郎 印
東條 軍平
代理 中村 道太 印
草鹿砥 孫
代理 辻 金五郎 印

岩上 秀

代理 鈴木 駅次 印

吉田 扶 印

穂積 寅九郎

代理 吉田 扶 印

大島 道太郎

代理 杉本 正徳 印

平尾 東三 印

角 堅吉 印

佐々木 富八郎

代理 鈴木 駅次 印

河野 幾三

代理 吉田 扶 印

竹内 半左衛門

代理 杉本 正徳 印

注

- 1) 高村直助編著〔1992〕『企業勃興—日本資本主義の形成—』ミネルヴァ書房, 谷本雅之・阿部武司〔1995〕『企業勃興と近代経営・在来経営』宮本又郎・阿部武司編『日本経営史2 経営革新と工業化』岩波書店, 高嶋雅明〔2004〕『企業勃興と地域経済—和歌山地域の検証—』清文堂, および中村尚史〔2010〕『地方からの産業革命—日本における企業勃興の原動力』名古屋大学出版会などを参照.
- 2) 岡田有功〔2005〕『花岡鉱業会社の定款について』『九州共立大学経済学部紀要』第99号.
- 3) 小真木鉱山の開発に際し, 慶應の門下生を通じて福澤諭吉も投資していた(福澤諭吉事典編集委員会編〔2010〕『福澤諭吉事典』慶應義塾 284頁).
- 4) 『小真木鉱山会社申合規則』『出羽国秋田郡南比内大葛金山 荒谷家文書』国文学研究資料館蔵, また『同家文書』には「小真木鉱山規則書」(写)も収められている.
- 5) 『造幣局長年報書』各年度版による. また, 岡田有功〔2002〕『1880年代における銀山の開発と経営』『九州共立大学経済学部紀要』第89号 10頁の表4も参照.
- 6) 高寺貞男〔1974〕『明治減価償却史の研究』未来社 I 「国立銀行における「所有物償却」の実験」の部を参照. また, 戦間期と戦時期を中心に減価償却を視野に入れた企業の経営行動については, 大橋英五〔1980〕『戦前の電力企業と減価償却』『立教経済学研究』第34巻第1・2号, 橋川武郎〔2004〕

『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会 141～143頁, 齋藤直〔2011〕「戦間期日本企業の減価償却 1930年代における減価償却の定着」フェリス女学院大学『国際交流研究』第13号, 青地正史〔2014〕『戦前日本の企業統治—法制度と会計制度のインパクト』日本経済評論社 第7章, および北川貴士〔2015〕『企業統治と会計行動—電力会社における利害調整メカニズムの歴史的展開』東京大学出版会などを参照.

- 7) 小坂鉱山を所有する藤田組の「鉱山会計規則」を分析した研究によると, 小坂では「わが国鉱山業における減価償却計算の原初的形態とみられる減債基金積立方式による資本回収計算」が行われていたと指摘されている(西川義朗〔1965〕「わが国鉱山企業の会計組織—藤田組時代の同和鉱業株式会社の会計規則を中心として—」一橋大学『ビジネスレビュー』第12巻第4号 35頁).

ただし小坂の「鉱山会計規則」は, 1889(明治22)年10月から実施されたものであり, 小真木鉱山会社が官許を得て定款を公にしたのは, それより2年ほど前の87(同20)年10月であった. ちなみに, この制度を小真木に導入したのは, 西洋式簿記に詳しい中村道太であったとみて差支えないであろう(福澤諭吉事典編集委員会編〔2010〕545頁参照).

『九州共立大学研究紀要』 執筆要領

2015年1月8日改訂
九州共立大学 紀要委員会

本要領は、九州共立大学紀要委員会要項第9条の規定に基づき、『九州共立大学研究紀要』（以下、『紀要』）の執筆要領について定めるものである。

【書式】

1. 原稿は、原則として所定の書式を用い、当該書式に記載された執筆細則に従って作成する。
書式は、グループセッションの<ファイル管理→九州共立大学→附属図書館→九共大紀要関係>からダウンロードする。
2. 所定の書式を使用できない場合は、紀要委員会に申し出る。
3. 図表・画像等の位置（レイアウト）は、あらかじめ著者が書式中において指示する。
4. 原稿は原則として刷り上がり8ページ以内とし、最終ページが偶数となるようにする。

【投稿時の提出物】

1. 所定の鏡（書式は上記URLからダウンロード）。
2. 電子データ化された原稿ファイル。加えて、査読付論文の場合はプリントアウト原稿2部。
3. 図表・画像等については、必要に応じて原図もしくはデータを別途提出。

【書体および字体の大きさ】

1. 本文（見出し等を含む）の書体・字体の大きさは、所定の書式において設定済み。
2. 本文見出し等あとの空白行設定は、著者の任意とする。
3. 和文の表記は、原則として常用漢字および現代仮名遣いとする。ただし、特殊な字種・用語法が必要な原稿に関しては、この限りではない。
4. 和文の句読点は、製版時に全角の〈〉〈〉に統一される。ただし、縦書きの場合は〈〉〈〉となる。

【図表等】

図表や画像に付す説明文については、原則として

- 1) 図・画像の場合は、その下側に、
- 2) 表の場合はその上側に、それぞれに通し番号を付して簡潔に記す。

【注および引用・参考文献】

1. 注はすべて本文末にまとめる。
2. 引用・参考文献は一連番号を付してまとめ、本文末の注のあとに記載する。

【その他】

本執筆要領に定めのない書式等、特に引用・参考文献の表記については、各専攻分野の例に準ずることを可とする。

『九州共立大学研究紀要』 投稿要領

2015年1月8日改訂
九州共立大学 紀要委員会

本要領は、九州共立大学紀要委員会要項第3条の規定に基づき、『九州共立大学研究紀要』（以下、『紀要』）の発行および投稿について定めるものである。

【発行】

1. 本誌は、九州共立大学における研究活動の紹介を目的とする。
2. 発行は年2回（1巻1, 2号）とし、必要に応じて臨時発行できるものとする。

【投稿資格】

1. 単著の場合は、以下の各項のいずれかに該当する者。
 - 1) 本学の専任教員。
 - 2) 本学協定校の専任教員。
 - 3) 福原学園の専任職員で、紀要委員会が適当と認めた者。
 - 4) 上記1)～3)以外で紀要委員会が特に適当と認めた者。
2. 共著の場合は、筆頭執筆者、共同執筆者ともに上記1. 各項のいずれかに該当する者。共同執筆者が上記1. 各項に該当しないときは、紀要委員会が適当と認めた者に限る。
3. 筆頭執筆者として投稿できるのは、各号1編とする。

【投稿原稿】

1. 投稿原稿は、以下のいずれかのカテゴリーに属するものとする。
 - 1) 研究論文（原著論文、実践的研究、総説等）
独創性が高く、学術論文として完結しているもの。先行研究が十分に把握され、かつその研究領域での当該研究の位置付けが明確であることを要する。このカテゴリーの論文については、査読の有無を選択できる。
 - 2) 研究報告（研究ノート、資料紹介を含む）
研究の着想・構想、最新情報の論評、調査・実験・観察結果などを報告するもの。
 - 3) 書評・英文
刊行された書物の内容を批評・紹介したもの、

および翻訳。本学の教職員の出版物あるいは本学教員の専門領域にかかわる書籍の書評は、優先的に掲載する。

4) その他

前記1)～3)に該当しない投稿原稿で、紀要委員会において掲載を認めたもの。

2. 査読付論文については、使用言語を日本語もしくは英語のみとする。
3. 投稿原稿は、以下の各項を満たした場合に限り受理される。ただし、締切日を越えては受理しない。
 - 1) 事前の投稿申込が所定の期日までになされていること。
 - 2) 別に定める執筆要領に従っていること。
 - 3) 原稿の電子データが電子メール添付で送付されていること。電子媒体での提出も可。加えて、査読付論文の場合は、プリントアウトされた原稿2部の提出が必要。いずれの場合も所定の鏡を付すこと。
 - 4) 研究論文・研究報告の場合には、欧文タイトルおよび英文の要旨（Abstract）、キーワードが付されていること。

なお、投稿された原稿は、紀要委員会において審査（校閲）し、本要領および上記2)の要件を満たしていない場合は書き直しを求めることがある。

【原稿の差し替えおよび修正】

提出後の原稿の差し替えは認めない。修正については、以下の各項に該当するとき以外は認めない。また、修正は著者の責任において行うこととする。

1. 査読付研究論文の場合、査読の結果、査読者から修正を求められたとき。
2. 紀要委員会における校閲の結果、修正を求められたとき。

【校正】

1. 著者校正は、原則として再校までとし、レイアウトを大きく崩すことがないように留意する。なお、校正段階での原文の差し替え、追加、削除は、部分的であれ認めない。
2. 3校は紀要委員会がおこない、3校をもって校了とする。

【別刷】

別刷は、原則として1編につき50部を無料で提供する。それ以上を必要とする場合は、著者の実費負担とする。また、特殊な印刷（多色刷り・カラー写真等）を必要とした場合は、著者がその分の実費を負担する。

【著作権】

1. 『九州共立大学研究紀要』に掲載された論文等の著作権は著者に帰属する。
2. 紀要委員会は原稿の第一次刊行権を有し、版下は紀要委員会に帰属する。大学が事業として紀要掲載論文等を再編集した論文集などを刊行する場合は、投稿時点において著者の許諾をえているものとし、著作料は支払わない。
3. 著者は、『紀要』に掲載された論文等の全部もしくは一部を複製あるいは転載の形で利用することができる。ただし、その場合には、『紀要』掲載論文等である旨を明記しなければならない。
4. 『紀要』掲載論文等に掲載許可等を必要とする第三者の著作物（写真、図版等）が含まれている場合は、著者がその著作権にかかわる許可等の処理を行わなければならない。
5. 『紀要』掲載論文は、原則として電子化し、九州共立大学附属図書館のホームページおよび九州共立大学リポジトリにおいて公開する。ただし、著者が『紀要』掲載論文の電子化・公開を望まない場合は、書面にて当該論文の電子化・公開を拒否することができる。

【その他】

この要領に定めるもののほか、『紀要』の発行および投稿に関して必要な事項は、紀要委員会において決定する。

紀要委員

委員長

松 田 高 史

経済学部

日 高 和 美
梅 田 勝 利

スポーツ学部

永 田 聡 典
浜 田 雄 介

共通教育センター

田 中 雄 二
ダニエル・ドロークス

業務課

松 尾 伸 二

平成28年3月25日印刷

平成28年3月25日発行

発行者 **九州共立大学**

〒807-8585

福岡県北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8

編集者 **九州共立大学紀要委員会**

印刷所 有限会社 秀文社印刷

〒804-0013

福岡県北九州市戸畑区境川二丁目3-3

2016
Study Journal of
Kyushu Kyoritsu University
No.6 Vol.2

CONTENTS

Research Paper

Mutsumi MIYATA, Akihito YAITA, Osamu AOYAGI, Toyoharu KITADA

The influential factors of offensive actions on the attacking result during volleyball
matches among Kyushu Intercollegiate female Volleyball players (1)

Chuan YANG, Taiji HATANAKA, Kazumi HIDAHA, Kenta KANEKO

A Class Analysis of Teacher Training Course Subject "Special Activities" (11)

Kazumi HIDAHA, Kenta KANEKO, Chuan YANG, Taiji HATANAKA

A Practical Study to use ICT Equipment in "Educational Methodology":
From the viewpoint of Active Learning (21)

Materials Review

Yuko OKADA

The Statutes of Komaki Mining Company (31)